政策評価調書(個別票1)

【政策ごとの予算額等】

(千円)

	政策名	経済協力									
	評価方式	総合·実績事業	政策目標の達成度合い	, λ	相当程度進展は	あり	番	号	(13)		
		27年度	28年度	29年度		30年度		31年度概算要求			
	当初予算	309, 822, 216	314, 547, 152	316	6, 016, 297	313	, 425, 904		363, 415, 330		
	ヨ物で昇 								<25, 568, 440>		
	補正予算	25, 091, 188	21, 232, 527	17	7, 393, 670						
予算の状況	MILT 具 										
状況	繰越し等	△11, 399, 794	△1, 883, 507	15	5, 603, 234						
	株拠し寺										
	計	323, 513, 610	333, 896, 172	349	9, 013, 201						
	ā i	<0>	<0>		<0>						
	執 行 額	323, 043, 021	330, 723, 571	348	3, 280, 848						
	我 1」 領										

政策評価調書(個別票2)

政策名	経済協力 番号 ⑬									(千円)
				予算						
	整理	番号	会計	組織/勘定	項	事	項		30年度 当初予算額	31年度 概算要求額
	•	1	一般	外務本省	経済協力費	経済協力に必要な経費			161, 853, 033	191, 294, 214
	•	2	一 般	在外公館	経済協力費	経済協力に必要な経費			1, 099, 523	1, 124, 726
対応表に おいて● となって	•	3								
いるもの	•	4								
•		<u>i</u>			小計	l			162, 952, 556 <> の内数	192,418,940 <> の内数
	•	1	一般	外務本省	独立行政法人国際協力機構運営費	独立行政法人国際協力機構運営費到	交付金に必要な経	費	149, 764, 330	170, 231, 554
	*	2	一般	外務本省	独立行政法人国際協力機構施設整備費	独立行政法人国際協力機構施設整例	備に必要な経費		709, 018	764, 836
対応表において◆	♦	3								
となって いるもの	♦	4								
•	小計								150, 473, 348 <> の内数	170,996,390 <> の内数
	0	1	一般	外務本省	分野別外交費	金融・世界経済首脳会合の開催	催等に必要な経		() () ()	< 25, 568, 440 >
	0	2							< >	< >
対応表において〇	0	3							< >	< >
となって いるもの	0	4							< >	< >
					小計					
	^									<25,568,440> の内数
		1							>	>
対応表に おいてって となるもの	♦	2							< >	>
	♦	3							>	>
	♦	4							< >	< >
					小計				<> の内数	<> の内数
					合計				313, 425, 904 の内数	363, 415, 330 <25, 568, 440 っ の内数

政策評価調書(個別票3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

	政策名			経済協力				番号	(3)	(千円)
				予算額				達成しようとする目標及び実績		
事務事業名	概要	整理	番号	30年度	31年度		政策評価結果の反 映による見直し額 (削減額)		政	
				当初予算額	概算要求額	増△減額	(日1//火石具)		根	我算要求への反映状況 現算要求への反映状況
	日本国内外において草の							クセス数を増やす	草の根大使」とし	進するために、外務省HPの草の根無償ページの年間ア て広報活動を委嘱し、外務省HP掲用の広報用動画作成
草の根無償の理 解促進に必要な 経費	根・保管の関係を対するという。 人間 の 質 質 に と が ま が ま が ま が ま が ま が ま が ま が ま か ま が ま が	償資 業に ● 1 解と 層の	1	2, 440		△ 2, 440	△ 2, 440	広報活動を委嘱し	, 広報動画を作成 ることで, 草の根	ての理解促進するため、著名人に「草の根大使」として して外務省HPに掲載する。またわかりやすくまとめた記 無償に対する関心を喚起する。これにより、草の根無償 貢献する。
	めの経費							所要の目的を達成	したため、予算要	求を行わないこととした。
	開 開 お が 実協 ル い ま は の に の 関 の の の の の の の の の の の の の	NTNGO 実施する開 協力に関連 NGOが うプロジェ						償資金協力のスキ ト後の評価」,及	ームでは支援対象 び「研修会や講習 通じて、NGOの	社会開発事業を実施するのに関連し、日本NGO連携無となっていない「プロジェクトの形成」、「プロジェク会等の実施」を資金面から支援し、日本NGO連携無償事業に対する支援を一層強化する。目標値:25件(本た団体)
海外技術協力推 進団体補助金	査ク国催の活深研 プロリングの プロリングの での での での が での が で の が に る の が に る の い に る の い に る の い に る の は の に る に る に る に る に る に る に る に る に る 。 。 。 。	•	1	11, 583	8, 103	Δ 3, 480	Δ 3, 480	や、国内外におけ 画に連動している 途は真に必要なも ・本補助金事業に 調査事業となって	る国際協力活動に か精査している点 のに限定される申 寄せられる申請あ おり、本事業の活	ては、事業計画の妥当性・効率性を、国別開発協力方針 もとめられるニーズ等に照らし確認した上で、経費が計 、単価の妥当性を確認している点、精算払いで費目・使 る点等で効率的である。 業の5割以上が、海外におけるプロジェクトの事前・事後 用によって、実際に、日本NGO連携無償資金協力事業等と 見提案や継続事業の更なる案件形成に直結することが重要
	会等に要する 経費を補助す る(補助率: 定額(最大 50%)。							政策評価結果を踏 り、予算の減額要		を図りつつも,事業件数の見直しによる経費縮減を図

					予算額			達成しようとする目標及び実績
事務事業名	概要	整理都	番号	30年度	31年度	増△減額	政策評価結果の反 映による見直し額 (削減額)	政策評価結果のポイント
				当初予算額	概算要求額	占乙 /成份	(D1100 LE)	概算要求への反映状況
民間援助連携事 務費	N果につめら性及ニ地ン者調在びおに業式び当況実連的遂透る,,び一コトに査外職よおのへに性等施を・行明観そ進現ズン等委。公員びけ引出事,の。,外別し性点の捗い等サの託ま館が兼るき席業進調り率,をか妥状のをル第した長任轄連渡,の捗査り的か高。当況(現タ三),及国国事し並妥状を効的か高。当況(現タ三),及国国事し並妥状を		1	2, 972	1, 605	△ 1,367		【目標】N連を、より効果的・効率的に遂行し、かつ透明性を高める観点から、その妥当性、進捗状況及び現地のニーズ等を現地コンサルタント等の第三者に委託し、調査する。また、在外公館長及び職員が人国および兼轄国におけるN連事業の引き渡し式へ出席、並びに事業の妥当性、進捗状況等の調査を行う。目標値:30件(N連委託調査実施件数及びN連案件引き渡し式等出席件数) 【実績】22件 ・N連資金供与を受けた国際協力NGOが実施した、又は実施中の事業の事前・事後調査及びその事業の地域住民に与える裨益効果等について第三者によるモニタリング調査を行うことは、その事業実施の説明責任を果たす上で必要不可欠であり、それぞれの調査を実施するための経費として有効に使われた。但し、調査実施回数は現地の自然環境、治安状況などにより、その年度によって異なるため、予算に過不足が生じる傾向にある。また、在外職員旅費及び同庁費については、在外公館長及びその他職員がN連資金供与を受けて完成した事業の引渡し式等に出席するために使用しているものであり、有効に使用された。・旅費については、日帰り可能、要宿泊の別を明確にさせる、可能な限りディスカウントエコ/ミーを利用するなど不要な経費を排除し、経費削減に努力している。 政策評価結果を踏まえ、事業の進歩を図りつつも、旅費等の見直しによる経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。
開発協力の理解 促進に必要な経 費	開発協力を協力を協力を協力を協力を協力を表して、このでは、一年のでは、国のでは、国のでは、国のでは、国のでは、国のでは、国のでは、国のでは、国	•	1	136, 773	145, 057	8, 284		【目標】平成29年度のODA出前実施回数を増加し、日本の開発協力の取組を国民に広く伝達する。 【実績】平成28年度は31回、29年度は41回実施した。 主要な測定指標であるODA出前講座の実施回数は、29年度は41回に増加することが出来た。今後もより多くの出前講座を開催し、若い世代の理解を促進するよう努める必要がある。また、より多くの若者に開発協力の情報が行き渡るよう、更にわかりやすいコンテンツを制作し、媒体力の強いメディアと組み合わせることで、開発協力の情報を引き続き発信していく必要がある。 政策評価結果を踏まえ、ODA出前講座については、引き続き事業を拡充する。また、若者対象広報については、業務を統廃合しつつ、訴求対象に応じた媒体を活用し、更なるコンテンツ拡充を目指すこととし、政策評価の結果を概算要求に反映した。
合計				153, 768	154, 765	997	Δ 7, 889	

施策VI-1 経済協力

					(外務省	29 - VI - 1	
施策名	経済協力						
施策目標	開発協力の)推進を通じ、国際	学社会の平和と!	安定及び繁栄の	確保により一層	層積極的に貢	
	献するとともに、こうした協力を通じ、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、						
	安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際						
	秩序の維持・	擁護といった国益	との確保に貢献す	する。			
	また、開発	ឱ協力実施の大前提	星である国際協力	力事業関係者の	安全確保に関し	, 28 年8月	
	に公表した国	国際協力事業安全対	対策会議の「最	終報告」に記載	された新たなst	安全対策を着	
	実に実施する						
施策の概要)達成に向け, ①非					
	の推進, ③自	助努力支援と日本	の経験と知見を	踏まえた対話・	協働による自立	立的発展に向	
	けた協力を基	基本方針とし、民間	を始めとする椋	長々なアクターと	この連携を強化	しつつ、戦略	
	的・効果的な	₿開発協力を企画・	立案し,積極的	りに推進してい	< 。		
		協力を持続的に実					
		:を踏まえ, 広報を				祭協力事業関	
		対策についても,乃					
		省所管の独立行政				目標の実現の	
		3カ,無償・有償 <i>の</i>					
施策の予算		区分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
額・執行額		当初予算(a)	309, 822	314, 547	316, 016	313, 426	
等	予算の状況	補正予算(b)	25, 091	21, 233	17, 394		
	(百万円)	繰越し等(c)	△11, 400	△1,884	15, 603		
		合計(a+b+c)	323, 514	333, 896	349, 013		
	執行額	頁(百万円)	323, 043	330, 724	348, 281		
関連する内	・開発協力大	[[[[[[[[[[[[[[[[[[[10 日 閣議決	定)			
閣の重要政	・国家安全係	保障戦略(平成 25 4	12 月 17 日 1	閣議決定)			
策	・第 196 回国	国会施政方針外交演	官説(平成 30 年	1月22日)			
	六 外交・	安全保障					
	(積極的平	^z 和主義)					
		⊱俯瞰(ふかん)す					
		国会外交演説(平成	は30 年1月22	日)			
	(総論)						
		国・友好国のネッ		重)			
		構諸国との協力関係					
	(4. 地球規模課題の解決への一層積極的な貢献)						
	(5. 対中東政策の抜本的強化)						
		自由で開かれたイン	ノド太平洋戦略」	の推進)			
	(総括)	h 0017 (1) 00					
		战略 2017(平成 29			`		
		- 億総活躍プラン)		
		ノステム輸出戦略		29 日 改訂)			
		ラシステム輸出の波		+ 44 1# * # \			
		う輸出,経済協力,		4的推進)			
(22.)	(質の高し	ハインフラ投資の推					

(注)本施策における「【AP 改革項目関連:文教・科学技術,外交,安全保障・防衛等】」は「経済財政再生計画工程表 2017 改訂版」(平成 29 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定)に挙げられた取組に関連するものであることを示している。

評	目標達成度	(各行政機関共通区分)	(判断根拠)	
価	合いの測定	相当程度進展あり(B)	主要な測定指標が概ね目標に近い実績を示したこと	ヒか
結	結果		ら、左記のとおり判定した。	
果	測定指標	* 1 「質の高い成長」と	こそれを通じた貧困撲滅	В

	の 28・29 年	* 2	普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	В
	度目標の	* 3	地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築	В
	達成状況	* 4	連携の強化	В
注	(注2)	5	国民の理解促進,開発教育の推進	В
1		6	国際協力事業関係者の安全対策の強化	В
		7	主要個別事業の事後評価結果	В

- (注 1)評価結果については、以下の「評価結果」 「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。
- (注2)「測定指標の28·29 年度目標の達成状況」欄には、各測定指標の名称及び28·29 年度目標の達成状況 を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を 有する者の 知見の活用

(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見)

- ・ODA 予算は過去のピーク時の半分程度に減り、ODA の戦略的活用、援助パフォーマンスの向上、内外の金融機関・援助機関・民間企業・NGO 等との協力関係の強化が必要であることは現大綱にも示されている。とりわけアジア・アフリカ広域にわたるインフラ需要が高まる中で「質の高いインフラ投資」「自由で開かれたインド太平洋戦略」の一環としての開発協力が重要性を増している。引き続き戦略性・機動性の高い施策を期待したい。
- ・「質の高いインフラ」、「アジア健康構築」、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ」など、 看板を立てて、諸事業を概念的に東ねる形で、政策を推進していることを評価したい。 その分、看板に照らして実地で事業が進んでいるか検証も必要になろう。
- ・「イノベーティブ・アジア」のイニシアティブを高く評価したい。こうした人材育成、 能力構築支援・開発で汗をかくことは大事。問題は、この後のフォローアップであり、 いったん入れた外国人を大学や自治体、あるいは JICA に丸投げせず、ケアしていく必要 があるのではないか。
- ・援助の相手国向けの取組として日本の援助の一層の「見える化」推進に期待する。
- ・日本方式の普及に関連して、富山県で研修を受けた外国人が本国に帰国後、第三国に渡り日本で習得した技能を指導するといった例を聞いたことがある。このような取組を大いに進めるべきではないか。
- ・JICA ボランティア応募者の増加面で、Web 等を利用した効果的な広報(リターゲティング広告等)が実現したと評価する。このような手法を省内で広く共有するよう期待する。

担当部局名	国際協力局	政策評価	平成 30 年 8 月
		実施時期	

測定指標1 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅 *

【AP 改革項目関連:文教・科学技術, 外交, 安全保障・防衛等】

中期目標(--年度)

「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現するための支援を行う。

28 年度

年度目標

1 インフラシステム輸出支援(「質の高いインフラ」の展開)

開発途上国の膨大なインフラ需要を踏まえ、「質の高いインフラ投資」を推進するとともに、日本の技術・経験を活かした都市インフラ開発協力や、ノウハウを持つ日本企業による施設建設から運営・維持管理を含む事業等を支援する。

- 2 TPPを含む経済外交上の取組と連動した開発協力(中小企業等の海外展開支援、環境整備等)
- (1) 中小企業や地方自治体の海外展開支援

我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を開発途上国の開発に活用することで、開発途上国の 経済社会開発に貢献し、またこれを通じて中小企業等の海外展開を支援する。また、我が国の自治体 が有する技術・ノウハウ(上下水道、環境管理等)を活かし、開発途上国の開発ニーズにきめ細かく 対処し、また我が国地域社会の活性化も図る。また、開発途上国の要望に応じて我が国の被災地等の 水産加工品等を供与し、これを通じ、被災地を含む地方の経済復興にも貢献する。

(2) 対外直接投資の環境整備

急成長する新興市場のビジネス環境改善に向けた法制度整備等を支援し、またこれを通じ、日本企業の新興国・途上国における円滑な経済活動を後押しする。

3 産業人材育成

日本型工学教育(高専型教育等)を始めとする日本の強み(「日本ブランド」)を開発途上国に普及させるとともに、これを活かしながら、開発途上国の人材育成に重層的に協力する。これにより、開発途上国の「質の高い成長」を後押しするとともに、日本企業の海外展開等に必要な開発途上国の産業人材の質・量を拡充する。アジアにおいては、「産業人材育成協力イニシアティブ」等を通じ、こうした取組を進める。

また、アフリカにおいては、ABEイニシアティブを通じてアフリカの成長の鍵となる産業人材の育成や日本企業とのネットワーキングの構築に結びつくよう、適切にフォローしていく。

4 日本方式の普及

医療技術・サービスの開発途上国への普及を支援するとともに、開発途上国が都市化や環境等の課題に適切に対応し、成長を実現するため、高度交通情報システム(ITS)、省エネ技術、地デジ等、我が国が有する技術・制度を活用して支援し、右を通じてこれらの「日本方式」の標準化及び日本企業の海外展開に貢献する。

また、アジア等で急拡大する保健医療市場における日本の医療技術・サービスの国際展開を視野に、我が国の優れた機材・サービスを活用した病院施設・機材整備や、その持続的活用のための人材育成等の協力を行う。

施策の進捗状況・実績

1 インフラシステム輸出支援(「質の高いインフラ」の展開)

27年5月に安倍内閣総理大臣が発表した「質の高いインフラパートナーシップ」の実績に関して、1年目となる28年(暦年)は、アジア向けのインフラプロジェクトとして、合計24件、9,323.58億円の円借款案件の交換公文の署名を行うとともに、関連する無償資金協力や技術協力等を実施した。

そのうち、ASEAN共同体構築に向けた地域の連結性強化や各国の産業基盤整備に資する取組として対ベトナム円借款「ホーチミン市水環境改善計画(第三期)」(5月署名,209.67億円)や対タイ円借款「バンコク大量輸送網整備計画(レッドライン)(第三期)」(9月署名,1,668.6億円)等にかかる交換公文の署名を実施した。

南西アジアに対しては、対スリランカ円借款「アヌラダプラ県北部上水道整備計画(フェーズ2)」 (10月署名, 231.37億円)や対ネパール円借款「ナグドゥンガ・トンネル建設計画」(12月署名, 166.36 億円)等にかかる交換公文の署名等を実施した。

5月には、安倍内閣総理大臣が「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表し、世界全体のインフラ案件向けに、今後 5年間の目標として、約 2,000 億ドルの資金等を供給する旨表明した。また、日本が議長国を務めた 5月の G 7 伊勢志摩サミットでは、質の高いインフラ投資の推進に向け、その要素をまとめた「質の高いインフラ投資の推進のための G 7 伊勢志摩原則」に G 7 で合意した。

さらに、同年のG20 杭州サミット等においても同原則の重要性が確認される等、我が国は、国際社会における質の高いインフラへの理解促進とその普及を主導した。

さらに、8月にケニアで開催されたTICADVIにおいては安倍内閣総理大臣から、G7伊勢志摩原則に沿った「質の高いインフラ投資」の推進を通じた、自由で開かれたインド太平洋地域の陸・海における連結性強化に向けた支援として、アフリカに対し今後3年間で官民あわせて約100億ドル(約1兆円)の質の高いインフラ投資を実施することを表明した。同地域における具体的な取組として、対エジプト円借款「電力セクター復旧改善計画」(10月署名、410.98億円)及び対セネガル円借款「マメル海水淡水化計画」(11月署名、274.63億円)等にかかる交換公文の署名等を実施した。

2 TPPを含む経済外交上の取組と連動した開発協力(中小企業等の海外展開支援,環境整備等)

(1) ODAを活用した中小企業の海外展開支援として、途上国の開発に資する事業を行う中小企業による情報収集や事業計画作成への支援(基礎調査)、製品・技術等を途上国の開発へ活用する可能性を検討するための調査(案件化調査)及び製品・技術に関する途上国の開発への現地適合性を高める実証活動や普及展開計画の策定(普及・実証事業)を実施した。28年度は基礎調査26件、案件化調査71件及び普及・実証事業42件を採択した。また、28年度行政事業レビュー公開プロセスにおいて、アフリカ諸国を含め、供与先を多様化すべきとの指摘があったことを踏まえ、TICAD等の機会をとらえ、応募や採択実績が限定的な国の開発課題を発信するセミナーや応募重点分野に関するホームページでの公表を拡充した結果、JICAの民間企業提案型事業に関し、従来実績のなかった6か国(タジキスタン、コートジボワール、マラウイ、パプアニューギニア、セネガル、ギニア)において新規に案件が採択された。

日本企業等の途上国の課題解決に資する海外事業の展開を促進する観点からは、途上国の政府関係者等を対象とし、研修やセミナーを通じ製品・技術等への理解を促すことを目的に、28年度は、民間技術普及促進事業22件を実施したほか、貧困層の抱える問題解決に資するビジネス(BOPビジネス)の事業化支援のための現地調査の支援(協力準備調査(BOPビジネス連携促進))7件を実施した。また、28年度行政事業レビュー公開プロセスにおいて、途上国の開発課題のより丁寧な説明、広報・採択案件に関する一層の情報公開、中小企業に対するきめ細やかなコンサルテーションに取り組むべきとの指摘があったことから、JICAにより、特に地方でのセミナー開催を強化する等した結果、企業との個別相談数は27年度比で30%増加(約2,500件)したほか、中小企業の海外展開支援事業に関して、28年度にはこれまでの累計においてすべての都道府県から採択されるに至った。

地方自治体との連携に関しては、開発ニーズへの対応を通じた自治体の海外展開支援を促すため、草の根・人間の安全保障無償資金協力において、地方自治体が現地のNGOや地方公共団体等と連携する案件を積極的に採択するための優先枠を新規に設定するなどの制度改善に取り組んだ。また、国連世界食糧計画(WFP)を通じた食糧援助として、カンボジア、スリランカ、ギニアビサウ、コンゴ共和国に対し東日本大震災の被災地加工品(魚缶詰)を供与した。

(2) 法制度整備支援・経済制度支援の一環として、法・司法制度改革、地方行政、公務員能力向上、内部監査能力強化や民法、競争法、税、内部監査、公共投資の制度などの整備に関する人材育成を含めた支援を実施。28年度段階においては、ベトナム、カンボジア、ラオス、中国、インドネシア、東ティモール、ミャンマー、コートジボワールにおいて、法制度整備支援のプロジェクトが10件実施されている。たとえば、インドネシアにおいて、JICAを通じた法制度整備支援として、「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」を実施中。

3 産業人材育成

アフリカの産業人材育成及び雇用創出の取組として、アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ(ABEイニシアティブ)第三弾で348名が訪日した他、個別専門家の派遣等の技術協力を実施した。

ASEANを中心とするアジア地域においては、「産業人材育成協力イニシアティブ」の下、日本型工学教育(高専型教育等)の普及や、開発途上国の重層的な人材育成に向け、産業の現場に従事する人材からマネジメント層までの育成、幅広い産業分野での支援を実施した。

このうち、日本型工学教育については、国立高専機構から、タイの技術短大やベトナムの工業大学へ調査団や専門家を派遣し、カリキュラム、教員、設備等の現状改善や技術者の育成支援を実施した。産業の現場に従事する人材の育成については、基礎教育期間が28年から「12年間(国際水準)」へと変更されるフィリピンにおいて、技術職業高校(注:6年間の初等教育修了後、6年間の教育課程)14校を指定し、新設される11年目、12年目の2年間のカリキュラム策定支援及び産業界へのインターン等を通じた就職率向上支援を実施した。マネジメント層の育成としては、ミャンマーにおいて、ミャンマー日本人材開発センターの設立、自立的な運営メカニズムの確立及び中間管理職レベルの育成研修の実施能力向上のため、専門家派遣、機材供与、本邦研修などを通した支援を行った。加えて、

高度人材育成の支援として、ベトナムにおいて日越大学の修士課程を開講した。

幅広い産業分野での支援については、メコン地域の中核大学であるベトナムのカントー大学において、農業、環境、水産・養殖分野の研究能力向上を目指した幅広い人材育成、施設建設、機材供与等の協力を実施したほか、マレーシアでは鉄道分野の人材育成支援の関連事業を実施した。

なお、アジアの途上国を対象に、日本の大学院等への留学、日本企業でのインターンシップの機会等を提供(29年度から5年間で1,000名)する高度人材育成事業「イノベーティブ・アジア」を日本再興戦略2016(28年6月2日 閣議決定)に盛り込んだ。

4 日本方式の普及

我が国が有する技術・制度の導入を目指し、円借款案件や無償資金協力案件の形成に努めた。具体的には、地上デジタル放送日本方式(ISDB-T)の普及については、中南米、アジア、アフリカ各地域において普及が進み、28年度は新たに1か国で日本方式が採用された。29年3月現在、計19か国(日本を含む)で日本方式が採用されるに至っている。

また、ベトナムに対し、交通渋滞及び大気汚染の緩和を目的とした都市鉄道の建設や、災害・気候変動対策等を目的に地球観測衛星の開発・利用にかかる支援を行い、日本企業が有する技術・ノウハウの海外展開を進めた。

開発協力大綱の保健分野の課題別政策として策定された「平和と健康のための基本方針」に基づき、二国間支援や多国間支援を実施した。例えばラオスにおいては、日本政府が推進するユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成に向け、これまでの協力の成果を踏まえつつ、保健医療サービスの質的向上に係る支援を実施するとともに、地域保健システムの強化及び医療従事者のライセンス制度整備に係る支援の実施を決定した。ベトナムにおいては、看護サービスの質の向上を目的とし、看護師の看護学校卒後の臨床研修のカリキュラム策定と実施及び指導者研修の実施並びに同取組の全国展開に向けたロードマップ策定を支援し、日本のノウハウの海外展開を進めた。

また、母親の妊娠期・出産期・産褥期と子どもの新生児期・乳児期・幼児期を通じて、必要な健康情報を提供するとともに、母親の健康と子どもの成長の過程を記録することで、継続的なケアを可能とし、日本の母子の健康を守ってきた母子手帳を普及させるため、28年の主要な国際会議であったG7伊勢志摩サミットやTICADVIにおいて、日本が母子手帳の重要性を発信した結果、その重要性が認識され、会議の成果文書において言及された。また、11月には「第10回母子手帳国際会議」をJICAが大阪大学と共催、外務省他が後援し、母子手帳が広く国際的に認知されることに貢献した。

さらに、開発途上国・新興国で栄養状態の改善に関わる日本の食品関連企業等がビジネスを実施する際の環境を整備し、官民連携による栄養改善事業の推進を目的とする「栄養改善事業推進プラットフォーム」の立ち上げ(28年9月)に貢献した。

29 年度

年度目標

高度な日本の技術の海外展開を通じた環境整備や、被援助国と連携しての人材育成を通じ、開発途上国における貧困問題の根本的解決に繋がる自立的発展を促進する。具体的には、以下に取り組む。

- 1 「質の高いインフラ」の展開(「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の推進)
- (1)新興国・開発途上国の膨大なインフラ需要と市場の急成長に対応すべく、日本の技術・経験を活かした都市インフラ開発協力や、ノウハウを持つ日本企業による施設建設から運営・維持管理を含む事業等を支援し、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」(2017年から5年間を目標として全世界のインフラ案件向けに約2,000億ドルの資金等の供給を目指すもの)を着実に実施する。
- (2) 「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下、急成長する新興市場のビジネス環境改善に向けたインフラ及び法制度の整備等を支援することで、地域の「連結性」の強化に貢献するとともに、日本企業の新興国・途上国における円滑な経済活動を後押しする。
- (3) TICADVIで表明された、アフリカへの約100億ドル(約1兆円)の大規模な質の高いインフラ投資などの実施についても、長期的案件としてフォローを行う。
- 2 地方自治体・中小企業等の海外展開支援

日本の自治体が有する技術・ノウハウ(上下水道,環境管理等)や日本の中小企業等の優れた製品・技術等を開発途上国の開発に活用することで、開発途上国の経済社会開発に貢献し、これを通じ、日本の地域社会の活性化も図るため、地方(三大都市圏以外)からの応募案件を増やす。また、開発途上国の要望に応じて被災地等の水産加工品等を供与し、これを通じ、被災地を含む地方の経済復興にも貢献する。

3 日本方式の普及

医療技術・サービス、高度交通情報システム(ITS)、省エネ技術、地デジ、テロ対策技術等、日本

が有する技術・制度を活用した機材供与やマスタープラン作成等の協力を行い、「日本方式」の普及を促進する。特に医療技術・サービスの国際展開については、「アジア健康構想に向けた基本方針」 (28 年7月健康・医療戦略推進本部決定)等を踏まえ、急拡大する保健医療市場における日本の介護分野を含めた医療技術・サービスの国際展開を視野に、日本の優れた機材・サービスを活用した病院施設・機材整備や、その持続的活用のための人材育成等の協力を行う。

4 産業人材育成

- (1) 日本型工学教育(高専型教育等)を始めとする日本の強み(「日本ブランド」)を開発途上国に普及させるとともに、アフリカにおける ABE イニシアティブ(28 年度から3年間で900名の受け入れを目標とする)及びアジアにおける「産業人材育成協力イニシアティブ」等の取組を通じ、国内外において開発途上国の人材育成に重層的に協力する。
- (2)特にアジアにおいては、「日本再興戦略 2016」(28年6月閣議決定)等を踏まえ開始された「イノベーティブ・アジア」事業を通じ、我が国とアジアの開発途上国双方におけるイノベーション環境の改善に人材育成の面で貢献することを目的として、優秀な学生等を日本に招へいし、日本の大学院への留学、日本企業でのインターンシップ等の機会を提供する。本事業では、29年度から5年間で1,000人の受入れを目標とする。

施策の進捗状況・実績

- 1 「質の高いインフラ」の展開
- (1)「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の推進

「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の初年である 29 年(暦年)は、各国のプロジェクトに対して、合計約1兆3,924 億円の円借款の交換公文に署名した。具体的には、電力(例:バングラデシュに対するダッカ地下変電所建設計画)、港湾(例:インドネシアに対するパティンバン港整備計画(第一期))、道路(インドに対する北東州道路網連結性改善計画)、鉄道(例:インドに対するムンバイーアーメダバード間高速道路整備計画)、水(例:スリランカに対するカル河上水道拡張計画)等、幅広い分野で、質の高いインフラ整備を支援した。

また、「質の高いインフラ」の概念を広く国際社会に普及させるべく、4月に OECD 開発センター及び東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)との共催で「第1回アジア経済フォーラム」を実施し、アジアにおけるインフラ需要への対応について国際スタンダードに沿った形で質の高いインフラの供給量を増やすことの重要性につき OECD や ERIA 関係者等の参加者間で共有した。また、9月にはEU 及び国連と共催で「質の高いインフラ投資の推進に係るサイドイベント」を実施し、先進国、途上国、国連機関、国際開発金融機関、民間企業を含む幅広いインフラ投資の関係者の間で「質の高いインフラ」の概念を国際的に普及させていくことの重要性が確認された。

(2) 「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下での連結性向上

同戦略の下、インド太平洋の各地域において、鉄道、道路等のハード面のみならず人材育成等のソフト面に至るまで質の高いインフラ整備を推進し、以下のとおり物理的連結性、制度的連結性等の様々な連結性の向上が図られた。

東南アジアにおいては、海外からの直接投資促進及び海上での物流機能強化のため、インドネシアのパティンバン新港の建設やカンボジアのシハヌークビル港の新コンテナターミナルの整備支援を決定した。南西アジアにおいては、4月のスリランカのウィクラマシンハ首相訪日の際に、トリンコマリー港向けに港湾整備関連機材の供与を決定したほか、9月の安倍内閣総理大臣によるインド訪問の際に、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道やインド北東部地域における道路網整備等のための円借款の供与を行った。また、アフリカにおいては、7月、ケニアのモンバサ港の周辺道路の第二期工事を円借款により支援することを決定した。ビジネス環境改善等に向けた制度的連結性向上の観点からは、インドネシアにおいて、複数の技術協力プロジェクトを通じた知的財産権保護や競争法執行に関する能力強化を行った。

(3) TICADVIフォローアップ

28 年 5 月のG 7 伊勢志摩サミットの成果である「質の高いインフラ投資の推進のためのG 7 伊勢 志摩原則」をアフリカにおいてもケニア、モザンビーク、西アフリカを含む三重点地域で着実に実施 しており、28 年以降約 3,797 億円の質の高いインフラ投資を実施してきている。

2 地方自治体・中小企業等の海外展開支援

地方自治体のみ応募可能な「草の根技術協力(地方活性化特別枠)」では、29 年度は8案件採択され、福岡市の協力でフィジーの無収水率が51.9%から31.6%に大幅に低下する等、地方自治体の有する技術・ノウハウの活用が図られた。中小企業の海外展開支援事業では、例えば29 年度普及・実証事業において、九州・沖縄や中国地方の採択企業が増加(九州・沖縄は18.9%(前年度は12.5%)、

中国地方は13.5%(前年度は6.3%)) するなど、三大都市圏以外の企業の採択数が増えている。また、途上国の開発と東日本大震災被災地の経済復興の双方に貢献することを目的に被供与国からの我が国政府に対する要望にもとづき、支援ニーズ等を確認したうえで、ラオス、カンボジア等に対して、被災地等で生産された水産加工品を活用した食糧援助が実施された。

3 日本方式の普及

医療・福祉分野における日本方式の普及として、パレスチナ難民向けの電子母子手帳を国連パレス チナ難民救済事業機関(UNRWA)と共同で作成し4月に運用を開始した。インドネシアにおいてタイ. フィリピン,ケニア,アフガニスタン及びタジキスタンから関係者を招聘して第三国研修を実施し, 知見の共有及び課題発見を行った。12 月に東京で開催された UHC フォーラムでは、サイドイベント 「母子継続ケアと UHC」を WHO と共催し、UHC 達成のために母子手帳も含む母子継続ケアへの投資を することの重要性を発信する等により行い日本の母子手帳の活用・普及を促進した。また,我が国の 給食制度を活用した取組として,途上国における官民連携栄養改善事業である「栄養改善事業推進プ ラットフォーム」を推進し、インドネシアにおいて、若年女性工場労働者の栄養不良を職場給食を通 じて改善するプロジェクトの発足を支援した。インドネシアにおいて、社会保険の実施能力強化に向 け、日本の社会保険労務士制度をモデルとした資格制度の導入・構築に向けた支援を開始したほか、 タイにおいて,日本のノウハウを活用した介護医療分野における先進的技術の指導を開始した。日本 の医療機材を海外で普及させる観点からは、イランにおいて、9月の日・イラン首脳会談において表 明した医療分野における協力の更なる推進の具体化のため、貧困層の多い地域の総合病院等に対し、 循環器系疾患とがんの早期発見・治療に必要な日本製機材等を整備する無償資金協力の交換公文を締 結した。高度交通情報及び管理システムの普及として,12 月,交通渋滞の緩和及び都市環境の改善 を図るため、インドのベンガル―ル都市圏に日本が高い技術を有する関連システムを整備する協力を 行った。

4 産業人材育成

(1) 日本型工学教育の普及、アフリカにおける ABE イニシアティブ、アジアにおける「産業人材育成協力イニシアティブ」

「産業人材育成協力イニシアティブ」の下、ベトナム、ラオス、ミャンマー及びカンボジアの日本センターにおいて、日本がこれまで培ってきた経営知識やノウハウに関する指導を実施するとともに、現地経営人材・日本企業間のネットワーク構築支援を通じ、企業を経営するビジネスパーソンの育成を行った。生産現場の人材育成としては、タイにおいて、メコン諸国を対象に配電システムのエンジニア育成や金属加工、プラスチック加工等、自動車部品などの素材加工技術向上に向けた支援を実施した。また、教育分野においても、重化学工業のような装置産業においては職業訓練所での実務的な訓練のみならず、学校で基礎的な原理・理論を学び、理解し、判断ができることが求められるため、こうした能力を育成できる日本の工業高等専門学校の教育システムを活かすべく、ベトナムのホーチミン工業大学にて、重化学工業、特に製油産業分野におけるより実践的、創造的な人材の育成や、地場産業やコミュニティとの連携の構築支援を実施したほか、フィリピンにおいて、現地に進出する日系企業との連携を通じた実践教育の実現のため技術職業高校への支援を実施した。

我が国大学の修士課程での修学のほか、我が国企業におけるインターンシップを実施している ABE イニシアティブの下、29 年度は、第4弾としてアフリカの政府、民間、教育の各分野の研修生 279 名を受け入れた。。

(2) 「イノベーティブ・アジア」事業

日・ASEAN 議長声明,日印共同声明等の各種声明において,本事業を通じて途上国と共に高度人材育成事業を加速化し互恵関係を築いていくことについて各国と確認した。事業実施初年度である 29 年は、対象国であるアジアの途上国 12 か国(インド、インドネシア、カンボジア、スリランカ、タイ、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)全てから、日本の大学院において IT, IoT, AI 等含む理系分野の研究に従事することを目的に、それぞれの国のトップレベル校を卒業した理系の学生計約 150 名を初年度分として受け入れた。

|28·29 年度目標の達成状況:B (28 年度: a, 29 年度: b)

測定指標2 普遍的価値の共有,平和で安全な社会の実現 *

【AP 改革項目関連:文教・科学技術、外交、安全保障・防衛等】

中期目標(--年度)

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な

社会の実現のための支援を行う。

28 年度

年度目標

1 法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の 尊重等

ASEAN諸国等が自由、民主主義、法の支配といった普遍的価値を共有するパートナーとして安定的に成長し、健全な社会を形成するため、司法制度や法制度整備支援、公共放送局のメディア能力強化支援を行うとともに、不正・腐敗防止のための支援を行う。また、日本にも影響が及ぶ可能性のあるサイバー空間における法の支配の実現のためのサイバーセキュリティ支援や宇宙分野での能力向上支援を行う。また、「女性が輝く社会」の実現に向け、開発途上国におけるジェンダーに基づく偏見や不平等を解消し、女性が安心して暮らせる社会をつくるため、女性の活躍・社会進出のための能力強化支援、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の促進を通じた女性の医療アクセスの改善支援、紛争や自然災害の影響下にある女性に配慮したコミュニティ開発協力等を行う。また、新たに策定するジェンダー分野の新政策に基づき、開発途上国におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する。

2 平和と安定、安全の確保

国際社会が紛争やテロ・組織犯罪に直面し、日本に対するテロ等の脅威も現実のものとなっている中、過激主義を生み出さない社会の構築も含めた紛争被災者や難民・国内避難民への人道支援や治安対策を含めた経済・社会安定化支援、テロ対処能力向上支援、紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援を国際機関や国連平和維持活動(PKO)とも協力・連携しつつ実施していく。アジアにおいてはミンダナオ和平支援やミャンマーの少数民族支援を行う。また、世界各地の地雷・不発弾対策支援を継続する。

また、航行の自由及び安全を確保し、「開かれ安定した海洋」を維持・発展させるため、また、我が国にとって重要な海上交通の安全確保のため、シーレーン沿岸国等に対し、海上保安機関の能力向上のための協力や資機材の供与等を行う。

施策の進捗状況・実績

1 法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の 尊重等

法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着等については、ASEAN諸国の中でも法制度整備支援の重点支援国であるベトナム、ミャンマー、カンボジア及びラオスを中心に、民法や競争法のような基本法・経済法を含む法制度の起草・運用のための関連機関や人材の強化を継続的に支援した。加えて、新たにベトナム、ミャンマー、カンボジア及びラオスに対し、コミュニティの中での生活を通じて再犯防止に取り組んでいく社会内処遇の各国での活用を目指し、社会内処遇に取り組んでいるタイを拠点として、タイ政府及び国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)と連携した支援を開始した。 また大洋州では、フィジーにおいてUNDPと連携し、村落部等における司法及び社会保障等の公共サービスへのアクセス改善など、ジェンダーや地域間の格差是正への取組を支援した。

サイバーセキュリティ分野の能力構築支援に関しては、ミャンマーやインドネシアへの情報通信分野の技術協力を継続して実施した。宇宙分野の能力構築支援としては、ベトナムに対して、地球観測衛星2機の製造・打上等を通じて災害・気候変動対策技術の高度化と体制整備を支援するための円借款事業約300億円を供与する方針を決定した。また、これらの分野の能力構築支援を日本政府一丸となって戦略的・効率的に実施していくための「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援(基本方針)」、「宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援の基本方針」(10月、12月に決定)の策定に当省として貢献した。

5月,日本政府は、国際協力分野における女性活躍推進のための新たな戦略である「女性の活躍推進のための開発戦略」を発表した。さらに、G7伊勢志摩サミットの機会に、同戦略に基づき、28から30(2016から2018)年の3年間で、約5万人の女子の学習環境の改善及び約5千人の女性行政官等の人材育成を支援することを表明した。また、第3回国際女性会議WAW!(12月)においては、途上国の女性たちの活躍を推進するため、30(2018)年までの3年間で総額約30億ドル以上の支援を行う旨表明し、これを着実に実施した。

女性のニーズに配慮したリプロダクティブヘルスサービス,家族計画等の支援活動を世界約160か国で行う国連人口基金(UNFPA)に対して3,146万ドルの支援,世界約170か国のコミュニティや地域

クリニックでリプロダクティブヘルス,家族計画,HIV/AIDS予防等に関する保健サービスを提供する 国際家族計画連盟 (IPPF) に対して889万ドルの支援を実施した。さらに、 G 7 伊勢志摩サミットに おいて、女性の健康課題解決に向けた取組を含む「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」を取りま とめた。

2 平和と安定,安全の確保

経済・社会安定化支援について、ASEAN諸国においては、フィリピンにてミンダナオ和平支援として、農村から市場等へのアクセス道路の整備や農業協同組合等に対する施設投資・運転資金等の提供を実施した。また、ミャンマーの少数民族支援として、ミャンマー政府と少数民族との和平プロセスを促進するため、日本のNGOと連携した少数民族武装勢力が実効支配を行っている地域を中心とした支援、27年の洪水・地崩れ被害が甚大であった少数民族地域を中心とした国際機関を通じた支援、非イスラム系住民とイスラム系住民との対立問題を抱えるラカイン州への旅客船供与などを行うとともに、少数民族地域に対して28年度から5年間で400億円を支援することを表明した。

中東・北アフリカ地域においては、5月のG7伊勢志摩サミットの機会に「中東地域安定化のための包括的支援」として、暴力的過激主義の拡大を阻止し、「寛容で安定した社会」を中東に構築するため、28から30(2016から2018)年の3年間で、約2万人の人材育成を含む総額約60億ドルの支援を表明した。

サブサハラ・アフリカ地域においては、7月に日本が議長国を務めた国連安保理公開討論の場において、岸田外務大臣から、アフリカのテロ対策のため、3年間で3万人の人材育成を含む約1.2億ドル(約140億円)の支援実施を表明した。テロ対策としては、ケニア、コートジボワール及びルワンダ等に対し、国境管理及び治安維持能力強化を目的とした生体認証システム機材等の供与を実施した。

また、8月のTICADVIにおいて、安倍内閣総理大臣は、成果文書として採択されたナイロビ宣言の3つの優先分野の一つである「優先分野3:繁栄の共有のための社会安定化の促進」に向け、アフリカの若者への教育・職業訓練等を始めとする平和と安定の実現に向けた基礎作りに貢献すべく、5万人への職業訓練を含む約960万人の人材育成及び約5億ドル(約520億円)の支援を実施していくことを表明した。これに関連した事業として、ギニアに対し、教育人材不足の解決及び能力強化を目的とした小学校教員養成校建設支援を実施した。

地雷・不発弾対策支援としては、地雷除去において中心的な役割を果たしているカンボジア地雷対策センターに対して、地雷除去機の提供、同機材を用いた除去活動の推進、地雷除去後の土地の農業インフラ整備及び農業トレーニングに必要な資金約18億円を無償にて供与したほか、反政府ゲリラとの和平合意に至ったコロンビア政府に対し、地雷除去能力強化のため車両等の供与を行った。

日本にとって重要な海上交通の安全確保のため、海上法執行能力向上のための支援を重点的に実施した。ASEAN 諸国においては、円借款事業(25 年 12 月に交換公文を締結)としてフィリピンに対し、29 年 6 月に新造巡視船の 4 隻目を供与予定である。また、新造巡視船の供与を行うために、ベトナムに対して約 385 億円(6 隻)、フィリピンに対して約 165 億円(2 隻)の円借款事業をそれぞれ供与する方針を決定した。スリランカに対しては、巡視艇 2 隻の供与のため 18.3 億円を供与限度額とする無償資金協力の交換公文を締結した。加えて、マレーシアに対しては海上保安関連機材等の購入のために必要な資金約 7 億円のを無償資金協力を実施した。また、同分野における人材育成支援も、研修、専門家派遣等を通じてベトナム、フィリピン、マレーシア、インドネシアを中心に継続的に実施した。

29 年度

年度目標

1 テロ対策・治安能力構築,暴力的過激主義対策

ダッカ襲撃テロ事件を受けた「『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言」の点検報告書及び「国際協力事業安全対策会議最終報告」(いずれも28年8月), ASEAN 関連首脳会議(同9月)で表明したテロ対策強化策等を踏まえ,海外で活躍する日本人の安全対策を強化するため,開発途上国の状況を改善する。具体的には,以下に取り組む。

- (1)テロ対策を含む保安能力強化・治安状況改善に資する機材供与等を,日本企業の優れた製品を活用しつつ推進する。
- (2) 治安当局及び法執行機関等の能力強化や法整備のために研修・訓練を行う。
- (3)テロの根源にある暴力的過激主義を沈静化すべく、穏健派・親日派育成のための教育支援や職業訓練等を通じ、若者の過激化防止や戦闘員等の脱過激化・社会復帰支援を行う。
- 2 難民支援を含む人道支援、社会安定化及び平和構築への貢献

- (1)難民・国内避難民問題を始めとする中東地域の諸課題の根本原因に対処するため、短期的な視点からの人道支援のみならず、中長期的な視点から、人々が再び人道支援を必要とすることがないよう、 難民の自立や受入国の経済発展を支える開発協力を行う(「人道と開発の連携」)。
- (2) 紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援を国際機関等とも協力・連携しつつ実施する。 特に、アジアにおいてはミンダナオ和平支援やミャンマー少数民族支援を行う。
- (3)紛争地域及び紛争終結後の地域等における地雷・不発弾対策支援を継続する。
- 3 法の支配の強化

自由、民主主義、法の支配といった普遍的価値を共有する国々の安定的成長や健全な社会形成は、より安定的な国際環境の形成及び我が国とそれら諸国との関係強化にとって重要である。そのために、以下に取り組む。

- (1)司法制度や法制度整備支援、法執行能力強化支援、公務員の能力強化支援、公共放送局のメディア能力強化支援を行うとともに、不正・腐敗防止のための支援を行う。
- (2)海洋における法の支配を徹底し、航行の自由及び安全を確保することは、海洋国家である我が国のみならず、国際社会全体の平和と安定及び繁栄の基盤。我が国にとって重要な海上交通の安全確保のためにも、シーレーン沿岸国等において海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化する。

施策の進捗状況・実績

1 テロ対策・治安能力構築、暴力的過激主義対策

(1)機材供与

東南アジアにおいては、フィリピンに対し、テロ対策能力向上のため、小型高速艇、警察車両等を 供与したほか、海上法執行能力向上のため、巡視艇5隻を供与した(計10隻を供与予定であり、28 年の供与開始からの累積は8隻(30年3月時点))。更に、スール一諸島を含むミンダナオ南部の 治安能力向上のため、沿岸監視レーダーの供与を決定した。インドネシアに対しては、テロ対策能力 向上のため、我が国企業の優れた顔認証システム等を含むテロ対策機材供与を行うことを決定した。 南西アジアについては、バングラデシュに対し、テロ対策や治安強化に資する機材等を供与したほ か、テロ発生件数の多いパキスタンに対し、空港保全体制の強化に資する協力を行った。

中東・アフリカにおいては、国境管理及び治安能力構築並びに暴力的過激主義対策として、マリ、 ヨルダン等に対し、テロ・治安対策分野における能力向上及び社会の安定化を図ることを目的とした 我が国製品を含む治安対策機材(車両、無線、認証システム等)の供与を実施した。

(2) 研修·訓練

ASEAN 各国に対して、国際テロ対策、薬物犯罪取締及びサイバー犯罪に対する能力向上や政策立案のための本邦研修を実施した。特に、政府ハイレベルでサイバーセキュリティ分野での協力に合意しているベトナムに関しては、同国に特化したサイバーセキュリティ及びサイバー犯罪対処能力強化を実施し、日本の警察や本邦企業の知見を活用した捜査技術の向上や警察官の能力強化のほか、日ASEAN 間のネットワーク構築に貢献した。

アフリカにおいては、仏語圏アフリカ諸国対象8か国(セネガル、チャド、ニジェール、マリ、コートジボワール、モーリタニア、コンゴ民主共和国、ブルキナファソ)の警察官、検察官、予審判事及び公判判事に対して刑事司法研修を実施し、捜査機関及び司法機関の能力強化及び連携促進を通じた越境犯罪を始めとする同地域共通課題への対応を図り、同地域における平和と安定の実現に貢献した。

(3) 脱過激化·社会復帰支援

パキスタンにおいて、UNDP との連携の下、若年層への技能訓練等の就労支援及び社会参加を促進する協力を行ったほか、紛争でパキスタン国内に避難し、近年連邦直轄部族地域に帰還した人々の生計回復と定住化を促進するための協力を行った。

2 平和構築支援

(1) 「人道と開発の連携」

人道と開発の連携として、中東・北アフリカ地域においては、トルコで UNHCR 及び UNDP を通じ、両機関との連携による、シリア難民に対する職業訓練や難民情勢把握調査を実施し、難民と受入コミュニティの住民間の平和共存に貢献した。

サブサハラ・アフリカ地域においては、ウガンダで UNHCR と JICA が連携し、難民及び難民受入地域農家等を対象に稲作普及研修を実施した。ザンビアでは難民、ザンビアに帰化した元難民、受入コミュニティの児童に対する教育支援を UNHCR と JICA が連携して実施し、施設建設から人員派遣、職業訓練、就業支援に至るまでの切れ目のない支援を実現した。

ミャンマーに対して、ラカイン州における人道状況改善のためのガバナンス能力強化に向け、地域ニーズに応える地区行政強化支援や地方政府改革支援等の実施を決定した。また、雇用創出と平和構築の実現に向けて、紛争開発分析による平和・紛争分析、生計向上支援によるコミュニティ間の協調促進等のための支援実施を決定した。

(2) 国際機関等との協力・連携

東南アジアにおいては、ミャンマーに対して、WFP, UNICEF, UNHCR 及び UNFPA と連携し、食糧配給や妊婦・児童への支援、避難民シェルターの補修、襲撃事件の被害者への心理的・社会的支援の提供等の実施を決定した。また、フィリピンに対し、UN-HABITAT と連携し、ミンダナオ島のマラウィ市及び周辺の紛争影響地域において、紛争等の影響により破壊された住宅 1,500 軒及びコミュニティ(集会所)10 軒の再建、職業・企業訓練等の実施を決定した。

中央アジアにおいては、キルギスに対する平和構築支援の一環として、同国の民主化支援、公正な 選挙運営及び電子化政府の基盤となる国家統一住民登録制度の構築を支援する協力を行った。

中東においては、大規模な帰還民及び国内避難民への対応が求められているシリアに対して、国際機関(UNDP, WHO)等を通じ社会インフラ整備や医薬品供与などを行った。

(3) 地雷·不発彈対策支援

東南アジアにおいては、ラオスに対し、不発弾除去組織の除去活動計画策定能力等の向上を目的に、活動計画策定支援や、パイロット地区3県でのIT技術導入やデータベース統一化による除去計画作業の効率化を支援した。また、不発弾探索に必要なトラクターや、資機材の移動修理車両等を供与し、不発弾の効率的な除去の促進に貢献した。

中東では、度重なる戦争や ISIL 侵攻等により、国内に多数の地雷・不発弾が存在するイラクに対し、地雷・不発弾処理、地雷回避教育等の研修を行い、同国の地雷除去機関の能力向上及び地雷汚染地域の削減に貢献した。本研修は、日本が長年支援してきた地雷対策機関であるカンボジア地雷対策センターで実施されており、南南協力の促進にも寄与した。また、内戦等の影響を受け、地雷及び不発弾が国内各地に残留しているレバノンにおいては、草の根無償資金協力を通じて3件の地雷対策及び不発弾除去支援を採択した。

3 法の支配の強化

(1)司法制度や法制度整備支援,法執行能力強化支援,公務員の能力強化支援,公共放送局のメディア能力強化支援,不正・腐敗防止のための支援

アジアにおいては、ミャンマーに対して、UNDP 及び UN Women と連携し、人権啓発及び女性の司法アクセス向上のためのローカル・コミュニティや法務関係者の知識・技術向上のため、法の支配センターを設立したほか、州の法務関係者に対し法の支配に係る研修実施等の支援を行うことを決定した。また、ネパールにおいては、民主化支援の一環として、法整備支援アドバイザーの派遣や汚職防止摘発委員会能力強化に関する国別研修を実施し、同国のガバナンスの強化及び民主主義の基盤制度づくりに貢献した。

そのほか、ジンバブエ、リベリア及びアフガニスタンに対しては、平和裏の選挙実現を目的として、UNDP と連携し、選挙システム構築、国民に対する啓発活動等を行った。これにより行政サービスへのアクセスや国民の選挙に対する意識改善が図られ、公平性及び透明性の高い選挙の実現に貢献した。また、長年の紛争の影響を受けて各州政府の能力が極めて弱く、行政サービスが低水準にあるスーダンにおいては、インフラ整備や研修等を実施し、母子保健、水供給、職業訓練の各機関における行政官の能力強化を通じた行政・社会サービスへのアクセス改善及び質の向上を図った。

なお、公共放送局のメディア能力強化支援について、29 年度は、ボツワナ、チュニジア、コソボ及びウクライナに対し、地上デジタル放送の普及や中立・公正な公共放送の運用等に関する専門家派遣等を実施した。

(2) 海上法執行機関等の保安能力強化支援

アジアにおいては、JICA、政策研究大学院大学、海上保安庁及び日本財団の協力の下で 27 年に開始された「海上保安政策プログラム」において、インドネシア、マレーシア、フィリピンからの第二期 (28 年 10 月~29 年 9 月) 留学生 5 名が修士課程を修了し学位記が授与された。海上保安政策の企画・立案に係る高度な能力を身に着けた 5 名の修了者は、我が国と各国との間の橋渡し役として、海洋をめぐる国際秩序の維持発展への寄与が期待される。

アフリカでは、海賊、武装強盗、密教、密漁等の取締り強化という課題を抱えるジブチに対し、海上監視のための船舶機材等の供与を実施するとともに、海上保安庁からの日本人専門家を派遣し、出動態勢や通信体制に係る研修・訓練等を実施し、テロ対策能力向上や沿岸警備体制強化を通じて、同国の海洋安全保障に貢献した。また、フィリピンにおける「海上法執行に係る包括的実務能力向上プロジェクト」においては、海上保安庁と協力して専門家派遣や本邦研修を実施した。加えて、海上保

安庁と協力して実施している課題別研修「海上犯罪取締り」や「救難・環境防災」を通じて、各国海 上法執行機関の能力向上に貢献した。

28·29 年度目標の達成状況:B (28 年度:b, 29 年度:b)

測定指標3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築 * 【AP 改革項目関連:文教・科学技術、外交、安全保障・防衛等】

中期目標(--年度)

国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む。

28 年度

年度目標

持続可能な開発のための 2030 アジェンダについては、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組むべく内閣に持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部を立ち上げ、それを通じた取組を強化していくことを目指す。具体的に取り組む事項は以下 4 点のとおり。

1 防災(「仙台防災協力イニシアティブ」のフォローアップ,「世界津波の日」の普及啓発)

「仙台防災枠組」(27 年3月第3回国連防災世界会議採択)及び我が国が表明した「仙台防災協力イニシアティブ」を踏まえ、我が国のイニシアティブで新たに国連総会で採択された「世界津波の日」(11 月5日)の普及啓発を通じた防災の主流化を推進するとともに、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフト両面を効果的に組み合わせて協力を行う。

自然災害による被害がアジア・太平洋地域に集中する中、人的、物的、資金的貢献を適切に組み合わせ、効果的、効率的な災害対応、緊急人道支援を実施していく。

2 保健(感染症対策, UHC の推進)

「平和と健康のための基本方針」(27年9月健康・医療戦略推進本部決定)を踏まえ、エイズ、結核、マラリア等の感染症及びエボラ出血熱等新興・再興感染症の予防・対策に協力するとともに、一人ひとりの人生に寄り添った UHC(全ての人が基礎的保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること)の実現のため、人材育成や制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等の協力を行う。

3 教育(質の高い教育の提供)

「平和と成長のための学びの戦略」(27年9月政府策定)を踏まえ、「万人のための質の高い教育」を実現し、持続可能な開発を推進するとともに、国づくりと成長の礎である人材育成に協力する。

4 環境・気候変動(「パリ協定」の着実な実施に向けた貢献)

経済発展に伴う開発途上国におけるエネルギー問題や気候変動への脆弱性等に対応するため、我が国の技術・制度を活用した省エネ・再生可能エネルギー等や気候変動に対する強靱性の強化に関する協力を行う。また、環境管理(リサイクル、廃棄物処理等)に対する協力を行うとともに、地球温暖化や生物多様性保全等の地球規模課題への対応に取り組む。

施策の進捗状況・実績

1 防災(「仙台防災協力イニシアティブ」のフォローアップ、「世界津波の日」の普及啓発)

「世界津波の日」(11 月5日)の制定を受け、津波被害が多いアジア・太平洋地域を中心に、世界各地で、防災訓練や「世界津波の日高校生サミット in 黒潮」等、国際機関等と連携し、津波の脅威と津波防災に対する意識向上のための啓発活動を実施した。また、27(2015)年のネパール地震後には、学校や住宅の耐震建築ガイドラインの策定や耐震強化した学校等の建設をサポートするなど、ネパールにおいて「より良い復興(Build Back Better)」を推進した。

2 保健(感染症対策, UHC の推進)

5月に開催されたG7伊勢志摩サミットにおいては、議長国として議論を主導し、①公衆衛生危機対応の強化、②危機管理対応に資する UHC の促進、③薬剤耐性(AMR)への対応強化の3分野で合意し、「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」を取りまとめた。安倍内閣総理大臣からは、日本の具体的貢献として、公衆衛生危機対応、感染症対策や UHC 実現に向けた保健システム強化等のため、国際保健機関に対する約11億ドルの支援方針を表明した。

8月に開催されたTICADVIの成果文書であるナイロビ宣言の優先分野の一つである「質の高い生活のための強靱な保健システムの促進」について、我が国は、特に人材育成を通じて「公衆衛生危機への対応能力及び予防・備えの強化」及び「アフリカにおけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)

推進」の実現に貢献していくことを表明した。

感染症対策のため、二国間支援としては、ミャンマー・ラオスにおいてマラリア対策を、ベトナムにおいては風疹麻疹混合ワクチン製造の支援を実施したほか、ガーナやガボンにおいて地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS)等を開始した。また、三大感染症(HIV/エイズ、結核、マラリア)対策として、各疾病に対する治療やマラリア予防用の蚊帳の配布を行うグローバルファンドに対して2.71 億ドルの支援、開発途上国において既存のワクチンや新しく導入されたワクチンの普及と使用の促進のための取組を実施する Gavi ワクチンアライアンスに対して19.2 百万ドルの支援を実施した。また、これら機関を通じて、途上国の人材育成や制度整備支援等を通じた保健システム強化に貢献した。

UHC の実現のため、ラオスにおいては、保健医療施設における基本的保健医療サービスの質の向上に加え、保健医療サービスへのアクセスの障壁を取り除くための支援を実施した。タイにおいては、日本の経験を活用し、タイ国内の UHC の持続性の確保や高齢化に対応する介護サービスの開発と政策提言、これらに係る人材の能力強化を通じ、社会保障制度や医療保障制度の改善に向けた支援を行った。また、ミャンマーではバゴー地域を中心とした重点地域において、マラリア撲滅に向けた活動モデルを構築し、その有効性を実証することにより、国家マラリア対策プログラムの機能強化、実証されたモデルの全国的な導入に寄与するための支援を開始した。また、UHC を 2030 年までに達成することを目指す援助協調枠組み「International Health Partnership for UHC2030」(略称: UHC2030)の設立のために日本は主導的な役割を果たし、同枠組に対し約2.1億円(約175万ドル)の支援を行うとともに、日本の経験・知見の共有等、積極的な貢献を行っている。

3 教育(質の高い教育の提供)

「平和と成長のための学びの戦略」が目指す①包摂的かつ公正な質の高い学びに向けた教育協力、②産業・科学技術人材育成と持続可能な社会経済開発の基盤づくりのための教育協力、③国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大に資する様々な支援や取組を行った。具体的には、国連児童基金(UNICEF)を通じたマリにおける平和教育や紛争下のシリアにおける教育支援、また、国際協力機構(JICA)を通じたウガンダやコンゴ民主共和国等における職業訓練支援を実施した他、日本国内においても教育協力の官民ステークホルダーを集めた連絡協議会を開催するなど、教育協力ネットワークの強化に努めた。

4 環境・気候変動(「パリ協定」の着実な実施に向けた貢献)

日本が議長国を務めたG7伊勢志摩サミット(5月)において発表された声明では、G7は同協定の28(2016)年中の発効を目標に、できるだけ早期の締結に向けて取り組むことで一致。我が国は議長国としてその議論を主導した。また、10月の国連気候変動枠組条約第22回締約国会議閣僚級非公式準備会合(プレCOP)において、我が国を含む先進国は、32(2020)年まで年間1,000億ドルの途上国支援を行うという目標の達成に向けた具体的な筋道を示した「Roadmap to \$100 billion」を発表し、途上国から大いに歓迎された。11月にはパリ協定が発効し、その直後にマラケシュ(モロッコ)で開催されたCOP22においては、我が国は、30(2018)年までに実施指針を策定すること等の決定に向け、積極的に交渉に関与し、同決定の採択に貢献した。我が国自身は、4月に国連本部で行われたパリ協定の署名式において同協定に署名し、11月に締結した。

29 年度

年度目標

我が国の持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針 (28 年 12 月) を踏まえ、国内外において SDGs の実施に率先して取り組む。29 年度に重点的に取り組む事項は以下 6 点のとおり。

- 1 途上国の SDGs への対応支援
- (1) 国家目標策定支援

途上国が自ら開発課題に取り組めるように、SDGs に対応した国家目標の策定に協力する。

(2) 開発政策立案・実施人材育成支援(親日派・知日派の育成)

日本での教育・研究機会の提供,近代日本の開発経験等の共有による日本理解の促進に向けたプログラムの導入,帰国研修員との戦略的ネットワーク強化に向けた体制整備等を通して,途上国の人材を育成する。

2 保健(感染症対策. ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)

「平和と健康のための基本方針」(27年9月 健康・医療戦略推進本部決定)に加え、G7伊勢志摩サミットに際して表明した我が国の貢献策を踏まえ、感染症の予防・対策といった公衆衛生危機対応に協力するとともに、UHCの実現のため、人材育成や制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等の協力を行う。

3 女性(ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進)

「女性の活躍推進のための開発戦略」(28年5月政府策定)及び我が国の貢献策を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備や STEM 分野(理数系分野)を含む女子教育支援等を通じて女性の社会参画及びリーダーシップの発揮を推進する。

4 教育(「万人のための質の高い教育」の実現)

「平和と成長のための学びの戦略」(27年9月政府策定)を踏まえ、途上国の人材育成に協力する。

5 防災・津波対策

「仙台防災協力イニシアティブ」(27年3月 政府策定)を踏まえ、我が国のイニシアティブで制定された「世界津波の日」(11月5日)の普及啓発を通じた防災の主流化を支援するとともに、我が国が有する知見・教訓・技術をハード・ソフト両面で組み合わせて活用することで、緊急人道支援等における効果的な協力を行う。

- 6 気候変動・地球環境問題(パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力)
- (1) 我が国の技術・制度を活用した省エネ・再生可能エネルギー等や気候変動に対する強靱性の強化に関する協力を行う。
- (2)環境管理(リサイクル,廃棄物処理等)に対する協力を行うとともに,地球温暖化や生物多様性保全等の地球規模課題への対応に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 途上国の SDGs への対応支援
- (1) 国家目標策定支援

我が国の SDGs に特化した国家目標策定が 2016 年末となったこともあり、途上国に対する同目標策定のための直接支援の段階に至らなかった。但し、7月のニューヨークにおける国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)において、日本が策定した「SDGs 実施指針」を含め自発的国家レビュー(VNR)を岸田外務大臣が行うとともに、12 月末には第4回 SDGs 推進本部会合の下、「SDGs アクションプラン 2018」が決定され、日本の「SDGs モデル」発信のための官民を挙げた「Society5.0」の推進、SDGs を原動力とした地方創生、及び SDGs の担い手としての次世代・女性のエンパワーメントをモデルの基本的方向性として掲げた SDGs への取組を広く国際社会に共有する等、SDGs 推進に向けた効果的取組として発信した。

(2) 開発政策立案·実施人材育成支援

開発途上国の開発政策の立案・実施に従事する人材を含め、29 年度(2018 年度 2 月末現在)には計 720 名の長期研修員を招致し、国内各大学修士課程等にて各研修員の研究テーマに応じた研修を実施した。また、長期研修員の日本理解の深化を図るべく、日本の近代化経験を体系的に学ぶプログラムを 29 年度より開始し、計 197 名が受講し、受講者から「近現代の日本の歴史と開発経験について理解を深めることができた」、「日本の開発経験をもとに、母国の政策提言を検討したい」との評価を受けた。

2 保健(感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)

(1) 感染症対策

三大感染症(HIV/エイズ, 結核, マラリア)対策として, 各疾病に対する治療やマラリア予防用の蚊帳の配布を行うグローバルファンドに対し 2.7億ドルの支援, また, 開発途上国における平等なワクチンの導入及び普及並びに接種率向上のための取組を実施する Gavi ワクチンアライアンスに対し19 百万ドルの支援を実施した。これらの機関を通じ, 受け入れ国の三大感染症対策(予防, 対処)とともにそのための人材育成(能力開発), 制度整備支援を行い保健システムの強化を実施し, 将来的に自立した感染症対策, 母子保健対策の確立を目指している。

(2) UHC に関連した取組状況

9月に第72回国連総会のサイドイベントとして、「UHC:万人の健康を通じた SDGs の達成」をWHO,UNDP,UNICEF等と共催した。同イベントにおけるスピーチで安倍内閣総理大臣は、「誰一人取り残さない」社会の実現という SDGs の理念を実現する上で UHC 推進は必要不可欠な取組であり、UHC 達成に向け、途上国国内資金の他、国際機関やドナー国のみならず民間ビジネスや市民社会等のリソースを動員し活用する仕組が重要であると主張した上で、UHC 推進への我が国の決意を示した。

また、12 月には東京において、「UHC フォーラム 2017」を世界銀行、WHO, UNICEF, UHC2030, JICA と共催した。安倍内閣総理大臣はスピーチの中で、28 年のG 7 伊勢志摩サミット及び TICADVI等の機会を通じ、日本が保健を優先課題として取り上げ、国際社会と共に UHC の実現に向けた取組を実施している点に触れつつ、UHC の更なる推進のため、グローバルレベルでのモメンタム強化、国レベルでの政府・ドナー間連携促進、継続的なモニタリング、国内外の資金動員及びイノベーションを進める

ことが重要である旨強調した。その上で、各国及び各機関の UHC の取組を後押しするため、今後 29 億ドル規模の支援を行うことを表明した。

(3) SDGs 目標 3.3 (2030 年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。)達成への貢献

グローバルファンドを通じた支援事業に対しては、我が国は 29 年度末までに累積で約 31.1 億ドルを拠出した。グローバルファンドの感染症対策の実績は、29 年末までに、抗レトロウィルス療法(HIV 感染者・エイズ患者への治療) 受療者数 1,100 万人、WHO 推奨の直接服薬確認療法(DOTS) を受けた結核患者数 1,740 万人、マラリア予防用の長期残効型蚊帳の配布数 7.95 億張(いずれも 26 年の基金設立からの累積) となった。グローバルファンドは、24~28 年の6年間に 1,000 万人の命を救うとする6か年戦略目標も達成し、29~34 年の6か年で更に 2,900 万人の命を救うとする目標を設定した。我が国は、これらの事業によりグローバルファンドの事業効果が上がるよう、また、資金の適正使用を含め、資金供与メカニズムが効果的に機能するよう、理事会及び委員会における協議に積極的に参加した。

3 女性(ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進)

「女性の活躍推進のための開発戦略」(28年5月政府策定)及び我が国の貢献策を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備や STEM (理数系)分野を含む女子教育支援等を通じて女性の社会参画及びリーダーシップの発揮を推進した。G7伊勢志摩サミット(28年5月)において、安倍内閣総理が発表した貢献策(28~30年の3年間で約5,000人の女性行政官等の人材育成、約5万人の女子生徒への教育支援の実施)及び、第3回国際女性会議 WAW!(28年12月)において安倍内閣総理より発表したコミットメント(28~30年の3年間で、総額約30億米ドルを超す女性支援を行う)について、目標約5,000人のうち、3,625人の女性行政官等の人材育成、目標約5万人のうち、21,870人の女子生徒への教育支援、また、30億米ドルの支援を実施した。

4 教育(「万人のための質の高い教育」の実現)

「平和と成長のための学びの戦略(27年9月政府策定)」の下、①包摂的かつ公正な質の高い学びに向けた教育協力、②産業・科学技術人材育成と持続可能な社会経済開発の基盤づくりのための教育協力、③国際的・地域的な教育ネットワークの構築と拡大に資する様々な支援や取組を行った。

具体例としては、質の高い学びに向け、JICA を通じ、住民参加型基礎教育総合改善の教育協力をマダガスカル、ニジェール、ブルキナファソ、マリ等で実施した。また、東南アジア各国の高等教育セクターを牽引する工学系高等教育支援も行った。更に、UNICEF を通じて、イエメンにおける質の高い教育のための支援やフィリピンにおいて紛争地域における平和構築・教育支援を行った。国内においても、教育協力の官民関係者を集めた連絡協議会を開催(30 年 1 月)し、ネットワークの強化に努めた。また、文部科学省等と共催し、持続可能な開発目標達成に向けた国際教育協力日本フォーラムを開催(30 年 3 月)し、多様なアクターが連携して国際的な教育協力に取り組むための有益な意見交換が出来た。

5 防災・津波対策

「世界津波の日(11月5日)」に合わせ、11月、第2回「『世界津波の日』2017高校生島サミット in 沖縄」を沖縄県宜野湾市で開催し、国内外から320名を超える高校生が参加した。日本が災害で得た経験と教訓を、サミット分科会や総会での議論や発表を通じて世界と共有することで、各国の政策に防災の観点を導入する「防災の主流化」を引き続き推進した。

- 6 気候変動・地球環境問題
- (1)省エネ・再生可能エネルギー,気候変動に対する強靱性の強化パリ協定の発効を受けて以下の取組を実施した。
- (ア) 二国間クレジット制度 (JCM) の推進

二国間クレジット制度(JCM)については、日本は現在17か国との間で関連の二国間文書に署名しており、そのうち、29年度は、モンゴル、ベトナム、パラオのJCMからクレジットが発行された。具体的には、モンゴル国のダルハン市に10メガワット(MW)の太陽光発電及び送電効率の高いグリッド網を導入することによって、想定される温室効果ガス排出削減量がCO2換算で年間14,746トンとなり、8,947トンのクレジットを発行した。ベトナムでは、デジタルタコグラフの活用によるエコドライブ、アモルファス高効率変圧器の導入に関する事業から439トンのクレジットを発行した。また、パラオにおいては、太陽光発電システムを導入する2件のプロジェクトから585トンのクレジットを発行した

さらに、省エネ・再エネに関する MRV (測定、報告及び検証) 方法論が 50 件承認されている。これにより温室効果ガス削減プロジェクトの実施と削減量の定量化を進めている。

(イ) 緑の気候基金

緑の気候基金(GCF)については、世界第2位の拠出国として、また理事を輩出する国として GCF 内での発言権を確保し、基金の効率的運営に貢献し、7月の理事会にて、三菱東京 UFJ銀行(当時) と国際協力機構(JICA)の認証機関認定に結びついた。

(ウ) 二国間の気候変動関連途上国支援

我が国は、27年11月に「美しい星への行動2.0(ACE2.0)」を発表し、32年に官民合わせて1兆3,000億円の気候変動対策支援を実施することを表明しており、29年度についても様々な途上国支援案件を実施している。例えば、マーシャル諸島共和国イバイ島太陽光発電システム整備計画として10.70億円の無償資金協力を行った。

(2) 環境管理, 地球温暖化, 生物多様性保全

環境管理については、フィリピン・ダバオ市において廃棄物処理発電施設の整備を行うことを決定し、施設の設計・施工から維持管理・運営までを、本邦企業を含む特別目的会社が包括的に担うこととなった。本事業により、34(2022)年までに、現在、ダバオ市の最終処分場に搬入されている廃棄物量(540トン/日)の約7割を削減でき、最終処分場のキャパシティを3.6倍にするだけの効果が期待できる。

地球温暖化対策として上記(1)の各取組を実施した。

我が国は、生物多様性条約の「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」を5月に、「バイオセーフティに関するカルタへナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書」を12月に締結し、生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進に係る国際的な機運を高めることに貢献した。

28·29 年度目標の達成状況:B (28 年度:b, 29 年度:b)

測定指標4 連携の強化 *

【AP 改革項目関連:文教·科学技術,外交,安全保障·防衛等】

中期目標(--年度)

ODAが、開発に資する様々な活動の中核として、多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する。

28 年度

年度目標

1 国民参加機会の拡大

開発協力の重要なパートナーであるNGOとの連携・協働をさらに促進する。政府とNGOの既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用し、情報共有に努めるとともに、NGOのこれまで以上に積極的な開発協力への参画を推進する。また、NGOの活動に対する資金的支援、NGOの組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行う。さらに、青年海外協力隊等のボランティア事業を引き続き推進するとともに、企業・自治体・大学等の国際化を後押しするとの観点からグローバル人材育成支援を行う。

2 国際機関,地域機関等との連携

二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワークを有する国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現するため、国際機関等との政策調整を行うとともに、国際機関等を通じた支援を実施する。その際には、国際機関日本人職員の参画、二国間協力との連携及び日本のNGO・企業等の参加の可能性を追求する等、我が国の「顔の見える援助」となるように努める。

3 戦略的なパートナーシップの強化

一人当たり国民所得は比較的高いものの、特別な脆弱性を有するカリブ諸国等の小島嶼開発途上国等に対し、外交政策上の意義も勘案しつつ、防災・環境・気候変動対策分野における支援を行う。また、中南米地域においては、日系社会の存在が我が国との強い絆の基盤になっていることに留意する。さらに、日本企業にとって重要な投資先である新興国等への「日本方式」普及支援、地域機関を通じた広域協力等を行う。

4 主要ドナー国との連携

我が国と同様,他ドナーには長年の開発協力で培われた経験と知見が蓄積されており、開発効果をより向上させるためには、主要ドナー間の連携を強化し、協調・協働することが必要。この観点から、引き続き様々な機会を捉えた援助政策協議等を活用しながら他ドナーとの開発協力における協調を推進し、開発協力の効果の一層の向上を目指していくこととする。

施策の進捗状況・実績

1 国民参加機会の拡大

日本NGO連携無償資金協力事業102件,ジャパン・プラットフォーム事業(緊急人道支援事業)71件への資金協力を行った。また、JICAの草の根技術協力事業では、104件が採択された。

28年度中、NGO・外務省定期協議会を7回開催し、NGOとの間で開発協力政策やNGO支援、連携の具体策について意見交換した。JICA・NGO協議会も4回開催された。

5月のG7伊勢志摩サミットに向けて、NGOとの対話を累次実施し、保健・栄養分野を中心にNGOによる積極的な政策提言が行われ、政策決定にあたって有効活用した。また、TICADVI及び世界人道サミットの準備プロセス等において、NGOと意見交換を行った。

日本のNGOが今後更に活動の場を広げていくには、欧米NGOに較べて脆弱な組織力や財政基盤の強化が不可欠なため、NGOが実施する日本NGO連携無償資金協力事業等において、NGOの維持・運営に必要な経費である一般管理費の拡充を行った。

また、NGOの組織体制・事業実施能力強化等を目的とした活動環境整備支援事業(NGO相談員制度(16団体に業務委託))、NGOインターン・プログラム(10名)、海外スタディプログラム(13名)、NGO研究会(3件)を実施した。

28年度はこれまで青年海外協力隊を派遣してきた国に加え、ミャンマーと新たに青年海外協力隊派遣取極を、レソトとは新たに青年海外協力隊派遣を含む技術協力協定を締結し、派遣国の拡大に努めた。なお、28年度に青年海外協力隊はアジアのノーベル賞とも呼ばれるフィリピンの「ラモン・マグサイサイ賞」を受賞した。本賞はアジア地域での突出した功績を持つ個人・団体に与えられる賞であり、これまでのアジア地域の経済と社会の発展への貢献が認められた。

JICAボランティアへの参加者拡大に向け、企業、地方自治体、大学との連携制度の周知と実施促進を行った。また、企業、自治体等からの現職派遣の拡大に努めた。

企業との連携として「民間連携ボランティア」については、28年度行政事業レビュー公開プロセスでの指摘も踏まえ、実績が伸びない原因を詳細に分析するため、合意書締結企業のうち未派遣企業及び帰国後1年経過した企業に対し、ヒアリング及びアンケートを実施し、原因究明や課題の把握に努めた。それらを踏まえ、事業の推進、さらなる普及に向け、企業向け広報活動の強化、資格対象法人の拡大、派遣先政府へのボランティア受入に係る働きかけの強化、企業側ニーズと先方政府側のニーズのマッチングのための国内外拠点を通じたコンサルテーションの強化等に取り組んだ。28年度にはJICAにおいて説明会(グローバル人材セミナー)を6回開催し、102社が参加した。派遣実績として、27年度は38名(新規20名、継続18名)であったのに対し、28年度は43名(新規17名、継続26名)となった。

地方自治体の国際化推進については、海外展開経験を有する地方自治体等の経験・ネットワーク等を他の自治体や地元企業等と共有するための「自治体間連携セミナー」を15件実施した。

大学の国際化に資する人材育成としては、草の根技術協力等での協力を得るとともに、人材育成奨学計画(JDS)において、累計36大学と連携しながら途上国の若手行政官等を留学生として受け入れた。28年度はJDSにおいて新規に266人を受け入れた。

2 国際機関,地域機関等との連携

国連開発計画 (UNDP) が有する開発分野における高い専門的知見と経験やグローバルなネットワークを活用し、SDGsの推進、人間の安全保障の推進、防災等、日本とUNDP共通の開発重点分野における事業を実施した。また、UNDPは130以上の国・地域事務所を通じて177カ国・地域で活動を行っていることから、治安上の理由から邦人の派遣が限定的である中東・北アフリカ、アフリカ、アフガニスタン等において、日本の二国間援助に対して補完的かつ相乗効果のある案件を実施した。

国連児童基金(UNICEF)を通じ、中東やアフリカ等における紛争やテロの影響を受けて発生した難民や国内避難民の中でも、特に子どもや女性を中心に、保健(ワクチン接種等)、栄養(重度栄養失調の児童への治療食、薬品の供与等)、教育(学校での教育資機材供与、教室の修復等)、水・衛生(安全な水へのアクセス改善、トイレ整備、衛生指導等)、暴力からの保護(武装組織からの解放、被害者のメンタルケア等)等にかかる支援を行い、人道状況の改善を図った。

人間の安全保障基金を通じ、我が国外交の重要な柱である人間の安全保障の実践と理念普及を促進する事業を実施した。実践部分については、人間の安全保障アプローチの特徴である包括的・分野横断的なアプローチを確保するため、複数の国連機関が連携して、貧困・環境破壊・紛争・難民問題・感染症等の地球規模の諸課題に効果的に取り組む事業を支援した。同基金の運営に方針と助言を与える人間の安全保障諮問委員会に日本から3名が委員として積極的に議論をリードするなど、我が国のビジビリティ及び影響力を確保した。

国際機関との連携におけるビジビリティの確保については、日本人職員や日本企業が関与するプロ

ジェクトを積極的に採用するとともに、調達物品や建設物への日章旗の貼付や、プレスリリース、ウェブサイト、ソーシャルメディア、現地プレスイベント等により我が国支援のビジビリティを確保した。また、国際機関の幹部職員や関係者が訪日した際に、日本との関係強化及び日本人職員の参画等について協議を行い、日本の「顔の見える援助」となるように働きかけを行った。

3 戦略的なパートナーシップの強化

ハリケーン等の自然災害に脆弱なセントビンセント、セントクリストファー・ネーヴィス及びアンティグア・バーブーダといったカリブ諸国の小島嶼国に対し、防災・減災対策に必要な機材の供与や研修員の受入れ等を行った。また、ブラジル、ペルー及びアルゼンチンの中南米の日系人に対する支援として医療・福祉施設の整備等を行った。

途上国の経済社会開発を支援するのみならず、日本企業の海外展開への貢献が期待される取組として、無償資金協力を通じた日本企業の製品や機材等の供与を行った。一例として、28年度は、ケニアに対する道路機材の供与やモロッコに対する日本製次世代自動車の供与等を行った。

また、28年度の行政事業レビュー公開プロセスにおいて、事業化に結びつかなかった事例の分析・フォローアップを強化すべきとの指摘があったことを踏まえ、企業アンケートや個別インタビューを実施したところ、中小企業は海外事業を継続するための事業戦略及び資金確保の制約に困難を抱えていることが明らかとなった。そのため、海外展開のワンストップ支援サービスである新輸出大国コンソーシアムにJICAが加盟することや、JETROや中小企業基盤整備機構等の他団体との連携を通じて、中小企業へアドバイスする体制を強化した。また、海外展開を計画・実施する中小企業の主たる資金調達先である地域金融機関とJICAとの連携を強化するとの観点から、両者の情報の共有、海外展開セミナーの共同開催などを柱とする業務提携に関する覚書を、28年度末時点で、JICAと24の地域金融機関との間で締結するに至った。

4 主要ドナー国との連携

韓国(4月), 豪州(10月)と開発政策対話を行った他, 日米韓でも開発に関する対話(7月)を 実施した。

英国との間では、チュニジアにおける国境警備改善事業及び空港の国境管理能力向上支援での連携、アンゴラにおける地雷除去での連携、TICADVIに際するアフリカのジェンダー・平和構築に係るセミナーの共催、ベトナムでの海洋における法の支配に関するワークショップの共催といった協力を進めた。9月の国連総会において、英国ほかと共に、サイドイベント「栄養に関する行動の10年」を共催し、栄養改善に取り組む重要性を確認した。

仏との間では、TICADVIのサイドイベント「アフリカのための日仏パートナーシップ」を開催し、その中で、JICA、仏開発庁、コートジボワール政府との間でアビジャンにおける持続可能な都市についての協力覚書に署名した。

独やノルウェー他と、国連総会サイドイベント「国際的な健康危機:教訓の実施」を共催し、エボラ出血熱の流行を教訓とし、国際社会による公衆衛生危機への予防、備え、対応能力の強化について議論を行った。インドネシアやタイといった新興国とも国連総会サイドイベント「野心を持って行動する~UHC (ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ)を 2030 年までに達成するために進展を加速」を共催し、2030 年までの UHC 達成のための取組を議論した。

人道支援・災害救援において、日米韓や日米印の枠組みで3か国の連携の可能性について議論を行った。

新興ドナー他と連携した三角協力については、チリと中南米地域を対象に 2,000 人の人材育成を目標とする防災人材育成拠点化支援を実施した。また、タイと協力し、ミャンマーに対して、防災マネジメント、口蹄疫対策、観光振興の分野において、タイにおける研修やタイからの専門家派遣を実施した。また、フィリピンとの協力の下、TICADIVを機に立ち上げられた「アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)」イニシアティブに資するべく、CARD 対象国を対象とした稲作分野の能力強化研修を実施した。

29 年度

年度目標

1 国民参加機会の拡大

- (1) 開発協力の重要なパートナーである NGO との連携・協働をさらに促進する。政府と NGO の既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用し、情報共有に努めるとともに、NGO のこれまで以上に積極的な開発協力への参画を推進する。また、NGO の活動に対する資金的支援、NGO の組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行う。
- (2) 青年海外協力隊等のボランティア事業を引き続き推進する。「民間連携ボランティア」に関し、

平成28年度行政事業レビュー公開プロセスを踏まえ、実績の伸びない原因を詳細に分析し、制度の改善・見直しを検討することで、さらなる普及に努める。

- (3) グローバル人材育成も念頭に置いて、日本企業や地方自治体、大学などの国際化を後押しするとの観点から、連携強化に取り組む。
- (4) 大都市圏以外の地方にも、途上国の課題解決に資する製品・技術を有する企業が存在することから、引き続き地方の企業、特に中小企業による民間提案型事業である基礎調査、案件化調査、普及・実証事業への応募を増やす。
- 2 国際機関・地域機関等との連携(「顔の見える援助」)

我が国がグローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワークを有する国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現することが重要である。そのために、以下に主に取り組み、日本の「顔の見える援助」となるように努める。

- (1) 国際機関等との政策調整を行う。
- (2) 国際機関等を通じた支援を実施する際には、2025年までに 1,000人を目標とする国連関係機関の日本人職員の増強、二国間協力との連携及び日本のNGO・企業等の参加の可能性を追求する。
- 3 戦略的なパートナーシップの強化(卒業国支援、日系人・社会とのきずな)
- (1) 一人当たり国民所得は比較的高いものの、特別な脆弱性を有するカリブ諸国等の小島嶼開発途上国等に対し、外交政策上の意義も勘案しつつ、防災・環境・気候変動対策分野における支援を行う。
- (2)中南米地域においては、日系社会の存在が我が国との強い絆の基盤になっていることに留意し、 年間 200 名程度の日系社会からの研修員受入れ及び年間 100 程度の日系社会ボランティア派遣を目標とし、これらとの関係強化のために必要な支援を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 国民参加機会の拡大
- (1) NGO との連携・協働

日本 NGO 連携無償資金事業 50.73 億円(113 件), ジャパン・プラットフォーム事業(緊急人道事業) 58.22 億円(83 件)への資金協力を行った。また, JICA の草の根技術協力事業では, 14.18 億円(40 件)が採択された。29 年度中, NGO・外務省定期協議会を7回開催し, NGO との間で開発協力政策や NGO 支援, 連携の具体策について意見交換した。JICA・NGO 協議会も4回開催された。

(2) ボランティア事業の推進

青年海外協力隊については、これまでの派遣国に加え、セルビアと新たに青年海外協力隊派遣取極 を締結した。

JICAボランティアについては、応募者拡大に向け、出身母体となる企業、地方自治体及び大学との連携制度について事業の理解促進を目的とする調査団の派遣(日刊工業新聞等の業界紙記者8名のタイ派遣、香川県と兵庫県教育委員会3名のパラグアイ派遣)、協力隊訓練所視察(5回)、中小企業向けシンポジウムの開催等を通じ、周知と実施促進を行った。大学との連携については国内機関を窓口に個別相談対応を行った。また、企業、自治体等からの現役職員派遣の拡大にも取り組み、28年度256名に対し、29年度266名と増加した。

企業と連携し実施する「民間連携ボランティア」については、28年度行政事業レビュー公開プロセスでの指摘も踏まえ、実績が伸びない原因を詳細に分析するため、合意書締結企業のうち未派遣企業及び帰国後1年経過した企業に対し、ヒアリング及びアンケートを28年度に実施した。その結果、社内の候補人材の不足や事業理解の不足、限られた情報入手機会等の課題が明らかになった。それらを踏まえ、事業の更なる普及に向け、企業向け広報活動の強化、資格対象法人の拡大、派遣先政府へのボランティア受入に係る働きかけの強化、企業側ニーズと先方政府側のニーズのマッチングのための国内外拠点を通じたコンサルテーションの強化等に取り組んだ。29年度には、JICAにおいて企業へのコンサルテーションを162社に対して実施した。同ボランティアの派遣実績については、27年度は新規20名(内8名が新規合意書締結先、1名が既締結先かつ初派遣、11名が既締結先かつ派遣実績あり)、28年度は新規17名(内9名が新規合意書締結先、1名が既締結先かつ初派遣、7名が既締結先かつ派遣実績あり)であったのに対し、29年度は新規22名(内9名が新規合意書締結先、1名が既締結先かつ初派遣、7名が既締結先かつ初派遣、12名は既締結先かつ派遣実績あり)に増加した。

また、29 年度行政事業レビュー公開プロセスでの「応募者が減少しているなどの点から広報について抜本的改善するべき」、「広報のより有効な在り方について引き続き検討・見直しが必要。より有効・効率的な広報ツール/手段に戦略的に投資すべき。」との指摘も踏まえ、一度興味を持ったサ

イト訪問者に何度もアプローチするリターゲッティング広告等の多様な WEB 型広告を展開したことで、秋募集期にボランティア HP のサイト訪問回数が、前年度比で 2 倍以上 (28 年度 189,000 件に対し、29 年度は 443,000 件) となった。

(3) 企業, 地方自治体, 大学との連携強化

29 年度は従来の「協力準備調査(BOP(Base of Pyramid:低所得層)ビジネス連携促進)」が対象としていた BOP 層への裨益にとどまらない、より包括的な課題である持続可能な開発目標(SDGs)に貢献するビジネスに事業対象を拡大した「途上国課題解決型ビジネス(SDGs ビジネス)調査」を導入し、「難民等の雇用・人材育成を通じた経済的自立のためのソフトウェア開発ビジネス(SDGs ビジネス)調査」等 9 件が採択された。従来型の民間技術普及促進事業も「僧帽弁狭窄症患者向けカテーテル普及促進事業」等 13 件採択した。また、地方自治体による「草の根技術協力(地方活性化特別枠)」においては、29 年度は大阪市の「ヤンゴン市下水処理場管理・保全能力向上プロジェクト」等 8 件採択され、地方自治体の ODA への参画が一層促進された。大学との連携強化の取組の一つとして、人材育成奨学計画(JDS)の一環で、本邦大学等の協力を得つつ、29 年度は計 270 名の留学生を受け入れた。

(4) 地方企業の潜在力活用

29 年度の中小企業の海外展開支援事業(基礎調査,案件化調査,普及・実証事業)においては、地方銀行の人材が参画する案件が採択されるなど、約7割の企業が関東圏以外から採択された。中小企業支援を行う機関との連携強化に向け、地方銀行や信用金庫と JICA の間で地方企業の海外展開に資する情報共有等に関する協力覚書締結を進めているが、29 年末時点でその数は 40 行となった(28年末は 29 行)。

2 国際機関・地域機関等との連携

(1) 国際機関等との政策調整

国連開発計画(UNDP)については、8月の総裁訪問を含むハイレベルでの意見交換や10月に実施した戦略対話を通じて、双方の優先事項を確認することにより政策の調整を図った。その結果、UNDP戦略計画(2017-2021)の中で、日本の開発支援政策上の基本的な考え方である人間の安全保障に関する事項が盛り込まれるに至った。また、UNDPとしても、日本企業との連携等を通じた日本による支援の見える化に努めている。

国連児童基金(UNICEF)については、7月に政策協議を行い、持続可能な開発目標(SDGs)の推進も念頭に、双方の優先政策のすり合わせ及び保健や教育、水・衛生等、多分野における協力の方向性及び協力の強化の具体的方策を確認し、UNICEFの中期活動計画であるUNICEF戦略計画(2018-2021)には、日本が重視する人間の安全保障、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、人道と開発の連携といった優先課題が盛り込まれた。また、UNICEFの活動に対する支援にあたっては、プレスリリースやSNSによる発信、日章旗ステッカー、メディアも呼んだ引渡式等の形で、日本の「顔の見える援助」が確保されている。

国連人間居住計画(UN-HABITAT)については、管理理事会や常駐代表委員会等に加え、ハイレベルを含む関係者間の意見交換を通じて政策調整を図った。その結果、人間居住の課題解決に向けた国際的な取組方針である「ニュー・アーバン・アジェンダ」に日本の優先課題である「仙台防災枠組みを踏まえた防災の取組の推進」や「質の高いインフラ投資の推進」等が盛り込まれた。同方針に基づきUN-HABITAT が支援を行うことにより、防災や質の高いインフラ投資等の分野において日本の関与も高まり、日本企業の進出や日本のNGOとの連携等の「顔の見える援助」に繋がった。

国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)については、7月の政策協議や11月の高等弁務官訪問を含むハイレベルでの意見交換及び執行委員会等を通じて、双方の優先事項を確認することにより政策の調整を図った。その結果、人道支援と開発協力を並行して実施するという「人道と開発の連携」を一層促進し、UNHCR がリードする新たな人道危機対応方針である難民グローバル・コンパクト(GCR)の策定に向けて協力していくことを確認した。GCR 関連協議への関与や人道支援の実践を通じて日本の「顔の見える援助」が確保されるとともに、UNHCRとしても、日本のNGOや企業との連携等を通じ、日本による支援の見える化や邦人職員増強に努めていくことで一致している。

国連世界食糧計画 (WFP) については、12 月の事務局長訪日を含むハイレベルでの意見交換や 30 年 2 月の政策協議を通じて政策調整を図った。その結果、日本が重視する「人道と開発の連携」といった優先課題を、WFP としても更に推進していくことが確認された。右取組みを通じ日本の関与が高まることで、WFP への支援を通じた我が国の「顔の見える援助」が確保されるとともに、WFP としても、日本企業との連携等を通じた日本による支援の見える化に努めている。

(2) 国連関係機関の日本人職員の増強, 二国間協力との連携及び日本のNGO・企業等の参加 国連関係機関の幹部職員や人事担当者等との意見交換の機会を捉え,日本人職員の参画について継 続的な働きかけを行うとともに、日本人職員が関与するプロジェクトを積極的に採用することにより日本の「顔の見える援助」となるよう努めた。その結果、29年末時点の国連関係機関の日本人職員数は850名となり、28年末時点の820人から30名増加した。

また、 30 ± 3 月の 10M 事務局長訪日時に、10M, 10M UNHCR、ジャパン・プラットフォーム(10M)が共催で「難民及び移住に関するグローバル・コンパクト」に関する円卓会議を開催する等、国際機関要人の訪日機会を利用して日本の 10M 10M との意見交換が行われた。

- 3 戦略的なパートナーシップの強化
- (1) 小島嶼開発途上国
- (ア) 太平洋島嶼国

太平洋島嶼国は、我が国と歴史的なつながりも深く、国際社会での協力や各種天然資源の供給において重要なパートナーであると共に、海上輸送の要としての戦略的な重要性も高い。これら太平洋島嶼国の自立的・持続的な発展を後押しするため、我が国は PALM7 にて表明した気候変動対策、防災、環境等を重点分野とした協力を実施している。

気候変動対策については、エネルギー安全保障の観点も踏まえ「ハイブリッドアイランド構想」の主要プロジェクトの一つである「大洋州地域ハイブリッド発電システム導入プロジェクト(広域)」を開始した。また、地球温暖化による海面上昇の影響を受けやすく、小島嶼国固有の脆弱性(遠隔性、隔絶性、狭小性)を抱える大洋州において、気候変動対策分野の人材育成強化のため、サモアに本部が所在する太平洋地域環境計画(SPREP:南太平洋地域の環境保全を目的とした政府間組織)「太平洋気候変動センター(PCCC)」(無償)を整備しGCF等へのアクセスに係る人材育成を進めている。

防災については、大洋州各国は、気候変動による影響に加え、台風、地震・津波、火山噴火等の自然災害に対して脆弱であることに鑑み、フィジーに「大洋州広域総合防災アドバイザー」を派遣し、域内協力体制強化を支援した。また、「大洋州気象人材育成能力強化プロジェクト」として、フィジー気象局を拠点とし、気象分野の人材育成を目的とした広域技術協力プロジェクトを実施した。

環境については、各国廃棄物管理体制の更なる強化を目指し、「太平洋地域廃棄物管理改善支援プロジェクト(フェーズ2)」を実施した。また、戦略策定や組織の能力強化のための支援や災害廃棄物管理ガイドラインの作成のための支援のほか、3Rの推進と併せ、島嶼国でリサイクルが難しい有価物や有害廃棄物を島の外に戻す「リターン」の促進を実施した。

(イ)カリブ海島嶼国

カリブ海島嶼国は、法の支配に基づく海洋秩序を重視し、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった基本的価値を共有するグローバル・パートナーであり、26 年7月に安倍内閣総理大臣が日・カリコム首脳会談にて「日本の対カリコム政策」の三本柱の一つとして小島嶼特有の脆弱性を含む持続的発展に向けた協力方針を表明した。

29 年度は、同方針に基づき、ハリケーン等の自然災害に脆弱なアンティグア・バーブーダ、ガイアナ、ジャマイカ、スリナム、ドミニカ国、ハイチに対し、防災・減災に必要な機材の供与や防災管理能力強化に向けた支援、研修員の受け入れ等を行った。

また、「卒業国」であるバハマ、バルバドス、トリニダード・トバゴ、セントクリストファー・ネーヴィスの4か国に対しても、小島嶼国特有の脆弱性にかんがみ、一人当たりの所得水準とは異なる観点からの支援が重要との方針の下、当該脆弱性の克服に向けて、開発ニーズを踏まえつつ、研修員受け入れ等の支援を実施した。これら支援の成果もあり、カリブ海島嶼国との間で、国際社会における協力を推進することができた。

(2) 中南米地域日系社会との関係強化

中南米の日系人に対する支援として、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じ医療施設等の整備を行ったほか、次世代人材育成やリーダー育成、日系研修等の人材育成事業による年間 200 名を越える日系社会からの研修員の受入れや、日本語教育や社会福祉の分野において年間 100 名程度の日系社会ボランティア派遣を継続するなど、日系社会との関係強化に資する協力を行った。

|28·29 年度目標の達成状況:B (28 年度: b , 29 年度: b)

測定指標5 国民の理解促進,開発教育の推進

中期目標(--年度)

開発協力への国民の理解と支持を得る。

28 年度

年度目標

- 1 開発協力に関する講座を 60 回以上実施し、学校教育を始めとする様々な場を通じて、開発教育を 推進する。
- 2 動画を活用した広報を実施し、視聴者による開発教育に関する理解・関心を促進させる。
- 3 「外交に関する世論調査」(内閣府実施)の今後の開発協力のあり方に関する調査結果において、 「積極的に進めるべき」の割合の増加を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 開発協力に関する講座等を以下のとおり計63回実施した。
- (1) ODA 出前講座

高校、大学等において31回実施し、参加者数は約3,200人だった。

(2) 外務省国際協力局職員による講演

大学・大学院、経済団体、企業などにおいて20回(審議官級9回)実施した。

- (3) 高校生向け情報発信サイト「スタディサプリ 放課後版!」にて開発協力に関するコラムを全 12回配信した。
- 2 動画を活用した広報
- (1) 特別特集番組

9月から10月にかけて、ミニ・テレビ番組(4分)「日本のいいところ再発見!世界が認めたニッポンのお宝」をテレビ東京で4回、特別番組(75分)「私が変わればミライが変わる『海を渡ったニッポンのお宝を探せ!』」をテレビ東京系列6局ネットにて放送した。ミニ番組4回の放送を通じて、平均視聴率は3.7%、瞬間最高視聴率4.5%の結果となり、約400万世帯が番組を視聴した(電通リサーチ)。

(2) その他

ア フジテレビのネットチャンネル「ホウドウキョク」にて、国際協力局から職員を派遣し、開発協力をテーマとした放送を8回実施した。

- イ アフリカにおける「人材育成」、「感染症」、ASEAN への「インフラ支援」をテーマに5本の政 策広報動画を作成し、外務省 HP や Youtube にて配信した。
- 3 外交に関する世論調査

内閣府が実施した「外交に関する世論調査」において、「日本のこれからの開発協力についてどのようにお考えですか」という問いに対して、「積極的に進めるべき」は30.2%(前年比3ポイント減)となったが、「現在程度でよい」(50.3%)と合わせ肯定的な回答は80%を超える結果だった。

29 年度

年度目標

日本の協力が「顔の見える援助」、「目に見える援助」となるよう開発協力広報を含めた対外発信 を積極的に行う。具体的に取り組む事項は以下3点のとおりとする。

- 1 開発協力に関する講座を 60 回以上実施し、学校教育を始めとする様々な場を通じて、開発教育を 推進する。
- 2 動画を活用した広報を実施し、視聴者による開発協力に関する理解・関心を促進させる。
- 3 「外交に関する世論調査」(内閣府実施)の今後の開発協力のあり方に関する調査結果において,「積極的に進めるべき」の割合 (28年度は30.2%) の増加を目指す。

施策の進捗状況・実績

1 開発協力に関する講座

開発協力に関する講座等を以下の通り計65回実施した。

(1) ODA 出前講座

高校、大学等において 41 回実施し、参加者数は約3,300 人だった。

(2) 外務省国際協力局職員による講演

大学・大学院、経済団体、企業などにおいて12回(内、審議官・参事官級6回)実施した。

- (3) 高校生向け情報発信サイト「スタディサプリ進路」にて開発協力に関するコラムを全 12 回配信した。
- 2 動画を活用した広報
- (1) テレビ番組
 - 10 月に特別番組(75 分)「宇宙船オリエンタルの地球スマイル探査隊」をテレビ東京系列 6 局ネ

ット1回, その後ミニ番組(4分)「MA-SA の発見 \star スマイルアース」をテレビ東京で4回放送した。特別番組の視聴率は平均2.9%, 最高瞬間視聴率は3.7%となり, ミニ番組計4回の平均視聴率は4.6%を記録し, 約480万世帯が視聴した(電通リサーチ)。また, 特別番組は, 放送終了後, 30年1月まで動画による配信を行い, 54,000回を超える再生があった。

(2) 著名人によるプロモーション動画

SDGs への親近感を高め、その認知度を向上させるべく、ユニークなパフォーマンス等により一躍インターネット上で世界的に有名となったシンガーソングライターのピコ太郎氏の協力を得て、7月の国連ハイレベル政治フォーラム (HLPF) において PR イベントを実施し、日本の SDGs 推進に向けた取組を力強く発信した。

また、ピコ太郎氏が出演する持続可能な開発目標(SDGs)のプロモーション動画の視聴回数は 18万回を超える等、日本における SDGs の認知度向上に大きく貢献した。ピコ太郎氏は同年9月に SDGs 推進大使に就任し、SDGs 推進に関わる活動を実施する等、それらの動画配信とともに SDGs の広報に貢献している。

(3) その他

「国際秩序」、「国際協力」、SDGs 達成に貢献する日本の「科学技術外交」をテーマに3本の政策広報動画を作成し、外務省 HP や Youtube にて配信した。

3 外交に関する世論調査

内閣府が実施した「外交に関する世論調査」において、「日本のこれからの開発協力についてどのようにお考えですか」という問いに対して、「積極的に進めるべき」は 32.4%となり、前年の 30.2% と比較し 2.2 ポイント増となった。

28·29 年度目標の達成状況:B (28 年度:b, 29 年度:a)

測定指標6 国際協力事業関係者の安全対策の強化

中期目標(--年度)

28 年7月のダッカ襲撃テロ事件を受けて発足させた「国際協力事業安全対策会議」においてとりまとめられた「最終報告」に記載された新たな安全対策を JICA と協力して着実に実施する。

28 年度

年度目標

「最終報告」では、①脅威情報の収集・分析・共有の強化、②事業関係者及び NGO の行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省及び国際協力機構(JICA)の危機管理意識の向上・態勢の在り方の5つの柱に沿って、具体的な安全対策措置をできるものから実施していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 脅威情報の収集・分析・共有の強化
- (1) 外務省と JICA との間の脅威情報や危機意識の共有を含む国際協力事業の安全対策に関する事項 全般を取り扱うとともに、関係省庁、JICA 以外の政府関係機関、事業関係者、NGO の参加を得て、安 全対策に係る情報交換、啓発等を行うため、「国際協力事業安全対策会議」を常設化し、常設化後は 2回(9月, 12月) 開催した。バングラデシュ等脅威度が高い国・地域では脅威情報等を関係者に 共有する場として在外公館及び JICA 事務所と国際協力事業関係者との「意見交換会」や「安全対策 連絡協議会」を開催した。
- (2)関係省庁とも協力しつつ事業関係者・NGO等に対し在留届提出・「たびレジ」登録を徹底するよう要請した。

事業関係者・NGO が脅威情報等有益な情報を得た場合の通報窓口を外務省及び JICA に設置し、情報共有の迅速化のための集約を行った。

2 事業関係者及び NGO の行動規範

ODA 事業関係者の緊急連絡先が外務省または JICA 等に登録されるよう、関係省庁、業界団体等を通じ周知を行った。 在外公館・JICA 事務所において緊急連絡訓練(29年2月)を実施した。

3 ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化

安全対策およびテロ対策に関する研修対象(本邦)をJICAと直接契約関係にない関係者(資金協力関係者・NGO等)にも拡大し、安全対策研修は11回実施、安全対策研修(WEB版)は随時実施、テ

ロ対策実技訓練は6回実施し、延べ8,300人が研修・訓練に参加した。

4 危機発生後の対応

国際協力事業者に対するメンタルヘルスケアの支援態勢の充実や資金協力本体事業関係者を含む JICA事業関係者が加入できる海外旅行保険を用意した。

5 危機管理意識の向上・態勢の在り方

外務省では、国際協力局参事官を国際協力事業安全対策統括担当に指名し、「国際協力事業安全対策室」を立ち上げた。JICA では、安全対策担当の理事を指名し、総務部安全管理室を安全管理部に格上げした。安全対策の抜本的改革のための態勢の強化を図った。

29 年度

年度目標

JICA と協力して「最終報告」の、①脅威情報の収集・分析・共有の強化、②事業関係者及び NGO の行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・国際協力機構(JICA)の危機管理意識の向上・態勢の在り方の5つの柱に沿って、国際協力事業関係者の安全対策を抜本的に強化する。具体的には、関係者用の安全対策機材を増強するほか、警備及び安全対策・危機管理研修を強化するといった取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 「最終報告」の上記①~⑤いずれの項目についても、JICAと協力し、28年度に実施した取組を継続・拡充した。拡充した部分の具体例は以下のとおり。
 - ①脅威情報の収集・分析・共有の強化

常設化した「国際協力事業安全対策会議」を2回(4月及び9月)開催したほか,在外公館においても安全対策会議(国によっては現地政府ハイレベルも出席)を随時開催した。また,現地 ODA タスクフォース等の場を活用し,国際協力事業関係者との間で安全対策情報の共有を図り,安全対策強化に向けた注意喚起等を適時適切に実施し,現地政府の協力を得るべく,在外公館より各国政府に対し,各種機会を捉え安全対策に係る申し入れを行い,現地政府との間の経済協力協議の対処方針に安全対策に係る要請を盛り込むことを徹底した。

事業関係者、NGO等に対し在留届提出・「たびレジ」登録の徹底を引き続き要請し、JICAにおいてはコンサルタント等との契約で登録を義務化した。

このほか、JICA において、国際機関等と役員レベルでの意見交換の実施や、在外拠点における現場レベルでの脅威情報の交換等の連携及び人事交流を実施するなど、本部、在外拠点における情報収集・分析態勢を強化したことに加え、JICA ウェブサイト内の「安全対策ページ」を充実させるなど、関係者が各種の安全対策情報を一元的に確認できる体制を整え、情報の共有の強化に取り組んだ。

②事業関係者及び NGO の行動規範

JICA と事業請負業者との間の業務契約締結時に安全対策措置(渡航措置及び行動規範)の遵守を義務化するとともに、安全対策情報の提供を徹底し、機構と契約関係にない事業関係者に対しても情報の提供を開始し、JICA ウェブサイトにも掲載を開始し、行動規範の周知・徹底に取り組んだ。また、JICA では国別安全対策措置及び安全対策マニュアルを改訂するとともに、事業従事者に対して行う派遣前安全対策ブリーフィングの対象国を8か国から13か国に拡大した。

③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化

JICA では、外務省、在外公館とも協力して、在外拠点の安全防護強化に向けた調査、事業サイト 等の安全対策を点検する調査を実施するとともに、防弾車の追加配備を進め、防衛措置の強化に取り 組んだ。

研修,訓練の分野では、JICAによる安全対策研修・実技訓練を本邦及び関係国で延べ 67 回実施し(現地研修は 5 月から開始)、安全対策研修参加者は、4 月時点で約 8,500 名(内訳:座学・実技研修約 1,600 名、ウェブ研修約 6,900 名、現地研修 O 名)であったのに対し、12 月末現在では約 17,600 名(内訳:座学・実技研修約 3,400 名、ウェブ研修約 12,000 名、現地研修約 2,200 名)に増加した。このほか、従来は国際協力事業に従事する渡航者本人を対象としていた企業・団体向け安全対策研修を、これら企業等の安全管理責任者にも拡充すべく、30 年 4 月からの運用開始を目指して準備が進められている。

④ 危機発生後の対応

将来の危機発生に備え、JICA の国外退避支援サービス対象者を従来の JICA 関係者から資金協力事業関係者にも拡大するとともに、緊急事態対応マニュアルの見直し、緊急時オペレーションルームの整備等が JICA により進められ、危機発生後の対応強化に繋がっている。

⑤危機管理意識の向上・体制の在り方

「最終報告」に基づき設置された外務省国際協力事業安全対策室と JICA 安全管理部が協力しつつ 安全対策を推進している。具体的には、上記の各種取組のみならず、業務渡航に係る本邦関係部署からの照会に対する助言、現地での行動規範の検討、在外公館及び JICA 在外拠点への安全対策に係る助言等、日常的な国際協力事業の安全対策にも努めている。

2 関係者用の安全対策機材の増強の具体的取組として、衛星携帯電話等、通信機器の整備を通じて緊急連絡態勢の強化を実施した。また、警備及び安全対策・危機管理研修の強化については、上記 1 ③ にて説明のとおりである。

28·29 年度目標の達成状況:B (28 年度:b, 29 年度:a)

測定指標7 主要個別事業の事後評価結果(注) 【AP 改革項目関連:文教・科学技術、外交、安全保障・防衛等】

評価がA:非常に高い,	中期目標値	28 年	度	29 年	度	28 • 29 年度目標
B:高い,C:一部課題が		「A~Cの割合)		(A及びB	20 - 29 中度日標 - の達成状況	
ある, D:低いのうち, 28	年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	0万里戏/人元
年度の目標, 実積はA~C						
の評価が占める割合(%)。						В
29 年度の目標から、A及	_	85%	97%	75%	79%	(28 年度: b
びBの評価が占める割合						29 年度: b)
(%)に変更した。						
/>>> 40 / 			/al. lat 18-1			

- (注)10億円以上,またはその他有効な教訓が得られる可能性が高い事業を対象に,事業終了後に外部の第三者が現地調査等をもとに評価を行ったもののうち,当該年度の事業評価年次報告書(JICA)に掲載された事後評価結果。
- (注) 但し,本内容はあくまで 29 年度に事後評価結果を公開した過去の案件の評価結果であり,当該年度に実施された事業とは直接的に関係するものではないことに留意が必要である。

参考指標:主要分野・課題別実績(注:暦年データを記載)										
(約束額ベース, 単位:百万ドル) (注) ODA 卒業	実績値									
国を含む	28 年	29 年								
I 社会インフラおよびサービス	3, 597. 54	(集計中)								
Ⅱ 経済インフラおよびサービス	10, 732. 25	<i>II</i>								
Ⅲ 生産セクター	913. 93	<i>''</i>								
Ⅳ マルチセクター援助	3, 132. 78	"								
Ⅴ 商品援助/一般プログラム援助	822. 21	<i>''</i>								
VI 債務救済	15. 32	<i>''</i>								
Ⅲ 人道支援(緊急食料援助,復興,防災等)	926. 90	<i>''</i>								
Ⅷ 行政経費等	882. 58	<i>II</i>								

評価結果

施策の分析

【測定指標 1 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅】

28 年度

28 年度は、27 年5月に発表した「質の高いインフラパートナーシップ」の下、アジア向けインフラプロジェクトとして合計 24 件、9、323.58 億円の円借款案件の交換公文の署名及び関連する無償資金協力や技術協力等を実施した。また、28 年5月には「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表し、今後5年間の目標として、約2,000 億ドルの資金等を供給する旨表明した。さらに、この表明も後押しとなり、5月に日本が議長国を務めたG7伊勢志摩サミットにおいて、「質の高いインフラ投資の推進のための伊勢志摩原則」がG7によって合意され、これは質の高いインフラ投資の国際化を大きく前進させることとなった。(28 年度:無償資金協力、(独)国際協力機構運営費交付金(技術協力)、

有償資金協力, 国際機関との連携等(達成手段①~③, ⑥))

29 年度

29 年度は、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の下で、各国のインフラプロジェクトに対して、合計約1兆3,924 億円の円借款の交換公文の署名を行った。

これらインフラ整備のうち、道路、港湾関係の建設・改修支援等は、「自由で開かれたインド太平洋 戦略」の下、アジアからアフリカにかけての広大な地域の交通・流通網を近代化し地域間の連結性を向 上させるという目的に資するものであった。

補修やメンテナンス等のライフサイクルコストの軽減も期待される質の高いインフラ整備は、持続可能な開発を進める上で重要性を一層増しているところ、こうした考え方を国際社会の賛同を得ながら進めていくためにも、その普及に向けたイベントを複数回開催したことは有益であった。

医療・福祉分野に関しては、UHC フォーラム 2017 が東京で開催された機会を捉え、日本の優れた母子手帳を活用した妊娠期から幼児期にかけての継続的な母子健康ケア制度導入の成功例を紹介できたほか、28 年に発足した「栄養改善事業推進プラットフォーム」を活用し実行に向けて準備段階にあるインドネシアのプロジェクトは、アジアにおける栄養状態の長期的向上策の先駆けとなるものであった。

人材育成分野については、特に、アジア各国との要人往来の際の共同声明等で謳われた高度人材育成事業である「イノベーティブ・アジア」が開始され、初年度として高度人材育成のための 152 名の研修生受け入れを実現した。彼らが研修を終える 2~4年後も見据え、着実な研修員受け入れの継続と研修内容の充実を図り、各国が必要とする高度人材の育成に貢献していく必要がある。また、ABE イニシアティブを通じて日本で学んだアフリカ出身の研修生の中には、日本での研修・留学終了後に、日本企業へ就職したり、現地コンサルタントや代理店を起業するなどして我が国企業のアフリカ進出への有力な協力者となったり、日本の大学博士課程へ進学する者などがおり、各出身国の発展のみならず、我が国企業活動にとっても有用な人材育成が実現している。

こうした様々な分野において日本ならではの貢献は、JICAの新中期目標でも重視されている被支援国における質の高い成長及び貧困緩和に繋がることが期待される。しかし、各種事業、イニシアティブ等の推進開始段階でもあり、更なる成果に向けた取組が求められる。(29 年度:無償資金協力, (独)国際協力機構運営費交付金(技術協力)、有償資金協力、国際機関との連携等(達成手段①~③、⑥))

【測定指標2 普遍的価値の共有,平和で安全な社会の実現】 28 年度

少数民族地域に対して 28 年度から5年間で 400 億円を支援することを表明し、ミャンマー和平支援として、特に停戦合意した少数民族武装勢力が実効支配するカレン州を中心としたミャンマー南部の少数民族地域での日本の NGO と連携した復興支援を通し、和平プロセスの進展を後押しした他、27 年の洪水・地崩れ被害が甚大であった少数民族地域を中心に国際機関を通じた支援、コミュニティ間の対立問題等を抱えるラカイン州における交流促進に繋がる旅客船供与などを行い、少数民族地域の平和安定及び発展に寄与するものとなった。

また、海上法執行能力向上のための支援としては、フィリピン、スリランカへの巡視船艇等の供与を決定し、ベトナムへも供与する方針を表明した。マレーシアに対しては海上保安関連機材等の購入に必要な資金 7 億円を無償にて供与した。さらに、同分野における人材育成支援も、研修、専門家派遣等を通じてベトナム、フィリピン、マレーシア、インドネシアを中心に継続的に実施した。こうした取組は、対象国の海上法執行機関の訓練体制の強化及び海難救助や違法漁業の取り締まり等における海洋法執行能力を向上させ、日本にとって重要な「開かれ安定した海洋」の維持・発展に大きく貢献した。(28年度:無償資金協力、(独)国際協力機構運営費交付金(技術協力)、有償資金協力(達成手段①~③))

<u> 29 年度</u>

29年度は、引き続き国際社会の脅威となっているテロ、暴力的過激主義等に対処する観点から、東南アジアを中心とし、南西アジア及びアフリカ各地域においても、テロ対策・治安・航空保安能力強化等のための支援に力を入れ、我が国の優れた技術を活かした機材の供与や、他省庁、他機関等と連携した研修等の能力構築支援を行うことで、ハード・ソフト両面から、各地域における事態の改善に向けた取組を促した。

そのほか、国際機関とも連携しつつ、ミャンマーに対しては、食糧配給に始まり司法アクセスの向上、和平プロセス支援に至るまで幅広い範囲の支援を実施し、貧困削減、法の支配の定着を含む和平進展にむけた環境づくりを行った。フィリピンのミンダナオに対しては、避難民への住居提供、職業・起業訓練や破壊された建物の再建等を通じて、シリアに対しては、社会インフラ整備や医薬品供与といった支

援を行った。各国の人道状況の改善及び社会の安定化等、国際社会全体に課せられた喫緊の課題に、責任ある立場で適切に対処した。

普遍的価値を共有し平和で安全な社会を実現することは、JICAの新中期目標においても重要度・難易度共に高い目標として設定されており、上記成果は右目標達成に向け意欲的に取り組んだ結果と評価できる。今後も国際情勢の変化に対応しつつ、継続的な取組が求められる。(29 年度:無償資金協力、(独)国際協力機構運営費交付金(技術協力)、有償資金協力(達成手段①~③))

【測定指標3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築】 ¹⁸ 年度

日本はG7議長国としてリーダーシップを発揮し、5月に、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とするSDGs 推進本部を設置し、同推進本部第一回会合において、SDGs の実施に向けた日本の指針を策定することを決定した。これを受け、SDGs 推進本部の下、指針の策定に向けて、9月と11月の2回にわたり、NGO/NPO、有識者、民間セクター、国際機関等の広範な参加者によるSDGs 推進円卓会議を開催したほか、パブリックコメントも実施し、広範囲にわたる関係者と意見交換を行った。この結果、12月に開催された第二回SDGs 推進本部会合において、指針本文と付表の二つからなるSDGs 実施指針が決定された。

また、日本は、4月に国連本部で行われたパリ協定の署名式において同協定に署名した。その後、5月には、議長国を務めたG7伊勢志摩サミットにおいて、G7が同協定の28年中の発効を目標に、できるだけ早期の締結に向けて取り組むことを誓約する旨の声明をとりまとめた。さらに、10月のプレCOPでは、日本を含む先進国が、途上国支援のための資金動員の進捗を示す「Roadmap to \$100 billion」を発表した。これらの日本の取組は11月のパリ協定の発効に大きく寄与した。(28年度:無償資金協力、(独)国際協力機構運営費交付金(技術協力)、有償資金協力(達成手段①~③))

29 年度

日本は、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする SDGs 推進本部を創設(28 年)し、政府一体となって SDGs 達成に向けた取組を国内外で推進している。12 月の第 4 回 SDGs 推進本部会合では、府省横断的な SDGs に向けた主要な取組を「SDGs アクションプラン 2018」として発表し、日本型「SDGs モデル」発信のための官民を挙げた「Society5.0」の推進、SDGs を原動力とした地方創生及び SDGs の担い手としての次世代・女性の活躍を、その基本的方向性として掲げた。同時に、SDGs に向けて優れた取組を行っている企業・団体を表彰する「ジャパン SDGs アワード」第 1 回表彰式を実施した。外務省が推進する国際協力の面では、特に、7 月の国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)において、次世代に着目し、教育、保健、防災、ジェンダー分野等を中心に 29 年までに 10 億ドル規模の支援を行うことを表明した。これらの取組は、国際社会で高く評価されており、我が国の行う開発協力に対する期待もますます高まっている。

また、気候変動分野に関しては、「我が国の技術・制度を活用した省エネ・再生可能エネルギー等や気候変動に対する強靱性の強化に関する協力を行う」という目標に向け、一定の成果をあげることができた。JCMでは再生可能エネルギーや低炭素技術を活用した温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトを多く実施し、登録済みプロジェクト及び承認済み MRV 方法論の件数並びに発行済みクレジット量の増加等、この制度を通じた気候変動対策を進め、国際的な排出量削減・吸収に貢献した。また、GCFにおいて、三菱東京 UFJ 銀行(当時)と国際協力機構(JICA)が認証機関として認定されたことにより、途上国の気候変動関連支援実施のために GCF の資金にアクセスすることが可能になり、我が国におけるGCF を活用した支援が一層進むことが期待される。二国間の国別開発協力においても、再生可能エネルギー等の活用した温室効果ガス排出削減と吸収の対策、灌漑システムの改善や護岸工事などの適応策(気候変動の悪影響の防止、軽減のための備えと新しい気候条件の利用)が実施され、途上国の気候変動に対する耐性の強化に貢献した。

地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築は JICA の新中期目標においても重視されており、SDGs の更なる推進を含め、今後も関連する取組を継続する必要がある。 (29 年度:無償資金協力、(独)国際協力機構運営費交付金(技術協力)、有償資金協力(達成手段①~③))

【測定指標4 連携の強化】

28 年度

英、仏、独、ノルウェー、米、韓、豪といった国際社会における主要ドナー国と連携して、開発政策対話の実施や国連総会におけるサイドイベントの開催や第三国への支援を進めた。こうした経験と知見を有する他ドナーとの連携を通じた取組のみならず、人道支援・災害救援において日米韓や日米印の枠

組みで3か国の連携の可能性について議論を行うなど、我が国が有する知見・経験を韓国やインドといった新興ドナーに共有するための取組も併せて行った。これらの取組は、国際社会全体の開発協力の効果の一層の向上に寄与した。(28 年度:国際機関・ドナー国との連携(達成手段))

29 年度

29 年度は、特に、各種 JICA ボランティア事業の推進及び各国際機関との連携において、顕著な成果があった。

JICA ボランティア事業については、28 年度行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘を踏まえ、引き続き「民間連携ボランティア」の促進を図った結果、実績欄記載のとおりの派遣実績を実現した。また、29 年度行政事業レビュー公開プロセスにおける「応募者が減少しているなどの点から広報について抜本的改善するべき。」、「広報のより有効な在り方について引き続き検討・見直しが必要。より有効・効率的な広報ツール/手段に戦略的に投資するべき」との指摘を踏まえ、JICA ボランティア広告の在り方を改善させたことで、HP のサイト訪問回数が飛躍的に伸び、応募者の増加(28 年度 3,305 名から 29 年度 3,541 名に増加)という成果につながった。

国際機関との連携については、UNDP, UNICEF, UN-HABITAT を始めとする国際機関と積極的に政策協議等を実施した結果、各機関の行動計画等において、人間の安全保障、UHC, 質の高いインフラ等の我が国の開発協力における重要な要素が盛り込まれた。国際機関と我が国が考え方を同じくして開発協力に取り組み協力の適正化、効率化につながり、各機関の活動における我が国の「見える化」確保にも有益であった。また、29 年度は国連関係機関の邦人職員の増強にも努めた結果、29 年末時点で 28 年末に比べ 30 人の邦人職員増加に繋がっており、これはビジビリティの観点から大きな成果であると評価できる。

これらの取組は、JICAの新中期目標においても重視しており、上記成果は右目標の達成にも資するものであり、今後も継続する必要がある。(29年度:(独)国際協力機構運営費交付金(技術協力)、国際機関との連携等(達成手段②、⑥))

【測定指標5 国民の理解促進、開発教育の推進】

<u> 28 年度</u>

28 年度は、開発教育関連講座の実施回数及び外交に関する世論調査において今後の日本の開発協力を「積極的に進めるべき」と回答する人の割合を増加させるとの目標をいずれも達成できなかった。

他方,新たに開始した高校生向け情報発信サイト「スタディサプリ 放課後版!」への開発協力に関するコラム配信(28年度は全12回)は,高校生を始めとする若い世代における開発協力への理解促進を大きく推進させるものとなった。

さらに、28年9月から10月にかけて、ミニ番組(4分)「日本のいいところ再発見!世界が認めたニッポンのお宝」をテレビ東京で4回、特別番組(75分)「私が変わればミライが変わる『海を渡ったニッポンのお宝を探せ!』」をテレビ東京系列6局ネットにて放送した。番組視聴前と後で開発協力に対する視聴者の意識がどう変化したかについての調査では、「(番組視聴前に比べ)開発協力を認知した」との回答が23%、「開発協力に対する関心度が上がった」との回答が28%、「自分の生活との関係性があると認識した」との回答が30.5%という結果となり、開発協力に対する視聴者の理解・関心の促進につながった(番組評価アンケートより引用)。(28年度:開発協力の理解促進(達成手段⑥))

29 年度

29 年度は、開発教育関連講座について、目標の60回を上回る65回実施し、0DA出前講座の際の受講者アンケートでは、「0DAの理解をより深めることができた」、「日本の一方的な支援でなく、日本にも利点があることがわかり、0DAに対する見方が変わった」といった声が届いており、教育機関を中心に開発協力への理解促進に一定の成果を挙げている。また「外交に関する世論調査(内閣府実施)」では、今後の開発協力のあり方に関する調査結果において「積極的に進めるべき」と回答する人の割合を28 年度の30.2%から増加させるとの目標に対し32.4%と2.2ポイントの増となった。

28 年度から開始した高校生向け情報発信サイト「スタディサプリ進路(旧スタディサプリ放課後版!)」においては、外務省国際協力局職員によるコラムの配信を全 12 回行い、閲覧数は 80,801 回を数えた。各コラムでは開発協力を始め、SDGs や UHC, また草の根・人間の安全保障無償資金協力などを、高校生を中心とした若い世代にわかりやすいように丁寧に解説したほか、大使館の経済協力班経験者や国際協力局職員によるキャリアパス紹介もしており、高校生の進路選択に開発協力の視点を提示することができた。

テレビ東京系列6局ネットで行った啓発番組の事後調査では、「開発協力」に対する「認知」は67%

から 92. 3%へ 25. 3 ポイント上昇, 「関心度」は 32%から 66%へ 34 ポイント上昇, 「自分の生活との関係性」についての理解は 32.7%から 55.7%へ 23 ポイント上昇するなどの成果をあげた。特に、番組内で重点的に取り上げた案件の認知度について、「カンボジアのつばさ橋」が 25%から 74.3%, 「プノンペンの奇跡」は 25.3%から 68.3%, 「アフリカにおける UNDOKAI を通じた支援」は 16%から 61%, 「SDGs」は 25.7%から 67%と、何れも大きく上昇し、視聴者の理解・関心の促進につながった(番組評価アンケートより引用)。

また、シンガーソングライターのピコ太郎氏に、SDGs 推進大使として SDGs 推進に係わる業務を委嘱、以降、グローバルフェスタ JAPAN2017 や第 1 回「JAPAN SDGs アワード」表彰式などへの参加を通じ、SDGs の広報・普及に貢献している。(29 年度:開発協力の理解促進(達成手段⑥))

【測定指標6 国際協力事業関係者の安全対策の強化】

28 年度

28 年度は、国際協力事業関係者の安全対策の強化について、8月30日の最終報告の公表以降、外務省および JICA は新たな安全対策を着実に実施しており、これまでに「国際協力事業安全対策会議」は常設化前を含め7回実施し、安全対策研修・テロ対策実技訓練を18回実施するなど、国際協力事業に関わる事業関係者の安全対策を強化した。他方、いずれの項目についても取組の継続、拡充が必要である。(28年度:(独)国際協力機構運営費交付金(技術協力)(達成手段②))

29 年度

29 年度は、JICA と協力して「最終報告」の全ての項目につき実施を継続・拡充した結果、特に、脅威情報の収集・分析・共有及び研修・訓練の強化につき有効性の高い取組が行われた。脅威情報の収集・分析・共有については、在外における情報共有の強化、関係国政府への働きかけを着実に実施したことに加え、JICAによる国際機関等との連携による情報収集・分析体制の強化に取り組み、「安全対策ページ」の開設等を通じた情報へのアクセス向上により、国内外において国際協力事業関係者及び諸外国関係者の安全対策に対する認識向上が図られた。また、研修・訓練の強化については、JICAによる研修項目拡充及び参加者増加に向けた取組(ホームページ等を活用した広報等)が実施されたことで、JICAによる研修への参加者数が飛躍的に増加した。

開発協力は、事業従事者の安全が確保されて行われることが大前提であり、国際協力事業関係者の安全対策は JICA の新中期目標においてもその重要度の高い目標として設定されている。万が一、事業関係者が事案に巻き込まれるようなことがあっても人的被害を最小限にとどめることを最優先課題とし、不断の情報収集、研修・訓練、啓発、資機材整備、現地政府との連携等の取組を継続、拡充していくことが必要である。(29 年度: (独) 国際協力機構運営費交付金(技術協力) (達成手段②))

【測定指標7 主要個別事業の事後評価結果】

28 年度

個別事業の評価によれば総合評価がA, BまたはCとなった割合は97%であり, 事前評価やモニタリング強化等を通じて, 個別事業の評価結果は目標を上回ったが, 更なる成果が期待される。

29 年度

個別事業の評価によれば総合評価がA又はBとなった割合は 79%であり, 事前評価やモニタリング強 化等を通じて, 個別事業の評価結果は目標を上回ったが, 更なる成果が期待される。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

我が国は、昭和29年以降一貫して政府開発援助(ODA)を中心とする開発協力を通じ、開発途上国の自立的発展に向けた自助努力を後押しするとともに、21世紀以降は、国際社会が一体となって取り組むべき新たな課題として浮上した環境問題や気候変動の深刻化、格差やテロの拡大などの地球規模課題の解決にも取り組んできた。各種の課題を克服しつつアジアで最初の先進国となった我が国が、日本の開発協力の理念及び経験・技術を活かした特色ある協力を通じアジア諸国等の成長を支えてきた長年にわたる歩みは、国際社会において高い評価と信頼を得てきた。我が国が有する経験、知見及び教訓は、世界が現在直面する開発課題の解決に資するものであり、国際社会が我が国に寄せる期待もますます高まっている。

このような国際社会の期待に応え、責任ある主要国として、国際社会の抱える課題にこれまで以上に積極的に寄与し、国際社会を力強く主導していくことは、我が国に課せられた重大な責務であるととも

に、我が国に対する国際社会の信頼を確固たるものとするためにも必要かつ重要な役割であり、我が国がこれらの責務、役割を果たす上で、開発協力は最も重要かつ効果的な手段であり、「未来への投資」としての意義もある。

以上を踏まえれば、開発協力の推進を通じ、国際社会の平和、安定及び繁栄の確保に一層積極的に貢献しこうした協力を通じることにより、直接的、間接的に我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献するという施策目標は妥当であり、引き続きこの目標を維持し、その達成に向け ODA の戦略的活用を行うことが重要である。

【測定指標】

1 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

開発途上国の「質の高い成長」の実現に向けた協力を行い、その協力を通じて、開発途上国と共に我が国も成長し、我が国の地域活性化にも貢献する。特に、地方自治体や中小企業との海外展開の支援や対外直接投資に向けたビジネス環境整備を行うとともに、日本方式の普及を含め、「質の高いインフラ」の展開を一層推進する。また、開発途上国の産業人材育成とそれを通じて築いてきたネットワークも最大限活用する。

2 普遍的価値の共有,平和で安全な社会の実現

「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下、法の支配や航行の自由等を確保するための、海上保安能力の強化や法制度整備等の分野で協力を行う。太平洋からインド洋に至る地域内外の「連結性」を向上させ、地域全体の安定と繁栄を促進する。

人道支援と開発協力の連携を強化しつつ、平和構築、難民等支援、暴力的過激主義対策等の協力を通じ、国際社会の平和と安定の実現に積極的に貢献する。また、開発途上国によるテロ対策・治安状況の改善への協力等を通じて、海外で活躍する日本人の安全を確保する。

3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ, パリ協定と国連気候変動枠組条約及び仙台防災枠組等は, 引き続き持続可能で強靱な国際社会の構築に向けた国際社会の重要なガイドラインであり, 日本として取組の強化を継続していく必要がある。

2030 アジェンダについては、SDGs 達成に向けた取組を国内外で推進すべく、12 月の第 4 回 SDGs 推進本部会合において発表した「SDGs アクションプラン 2018」に沿って、日本政府が一体となって主要な取組を進めていくことが必要である。

防災分野では、日本の主導で採択された「世界津波の日」に関する国連総会決議も踏まえ、防災についての技術協力等を実施し、国際防災協力を更に推進していく。

保健(感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)については、平和と健康のための基本方針」(9月 健康・医療戦略推進本部決定)に加え、G7伊勢志摩サミットに際して表明した我が国の貢献策を踏まえ、感染症の予防・対策といった公衆衛生危機対応に協力するとともに、UHCの実現のため、人材育成や制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等の協力を継続する。

気候変動対策については、気候変動による影響を受けやすく、経済発展と気候変動政策の両立に課題を抱えていることが多い開発途上国に対し、気候変動対策に資する開発協力を進めていくことが、気候変動問題の解決のみならず、持続可能な社会の構築のためにも重要である。特に、島嶼国など気候変動に脆弱な国・地域や、経済成長と気候変動対策の両立に課題を抱える国に対し、 JCM や GCF を通じた気候変動対策支援、また二国間協力における気候変動関連支援案件を相手国の気候変動対策と整合的な形で効果的に実施するなど、将来世代に豊かな地球を引き継ぐため気候変動問題に対する包括的な取組がますます重要である。

4 連携の強化

グローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワークを有する国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現することが重要である。また、我が国の中小企業を含む民間企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化するとともに、開発協力の重要なパートナーである NGO との連携・共同を強化する。

29 年度秋のレビューでの「(本)制度の枠組の抜本的な再検討を行うべき」との指摘を踏まえ、青年海外協力隊等のボランティア事業は制度全体の必要な見直しを行った上で、引き続き推進する。

5 国民の理解促進、開発教育の推進

日本の開発協力の取組を国民に広く伝達し、日本の協力が「顔の見える援助」、「目に見える援助」 となるよう、以下のとおり、引き続き開発協力の対外発信を訴求対象に応じた媒体を活用し、積極的に 行う。

- (1)29年度は教育機関を中心に ODA 出前講座の実施回数を増加させることができ、開発協力の理解促進に一定の成果を挙げることができた。30年度は、スーパー・グローバル・ハイスクール等を対象に出前講座そのものの広報を行うなどして、より多くの出前講座を開催し、若い世代の理解を促進するよう努める必要がある。
- (2) 国際協力局職員のインタビューを配信したスタディサプリ進路では、高校生を対象に開発協力を始め SDGs や草の根無償、UHC 等の取組をわかりやすく解説し、若い世代の開発協力への理解を促進することができた。30 年度ではより多くの若者に開発協力の情報が行き渡るよう、さらにわかりやすい開発協力コンテンツを制作、媒体力の強いメディアと組み合わせることで、開発協力の情報を引き続き発信していく必要がある。
- (3)動画を活用した広報では、開発協力に関するテレビ番組の放映及び動画配信や、シンガーソングライターのピコ太郎さんによる SDGs プロモーション動画の制作・発信を通じて、開発協力や SDGs に対する認知、関心度等を大きく向上させることができた。30 年度においても、メディアの多様な変化を捉え、時代に即したツールを活用し、より効果的な広報を追求する必要がある。

6 国際協力事業関係者の安全対策の強化

開発協力の推進は、事業従事者の安全確保が大前提であることを改めて政府部内で認識し、「最終報告」の各項目の着実な実施に加え、最新の国際情勢、現地情勢を踏まえた不断の見直しを行っていくことが必要である。

7 主要個別事業の事後評価結果

国民の税金を原資としている開発協力の実施に当たっては、その効果的・効率的活用に努めなければならない。主要個別事業の事後評価結果を踏まえ評価対象プロジェクトの改善に役立てるとともに、類似のプロジェクトの計画策定や実施の際に活用していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

外務省ODAホームページ

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html)

・独立行政法人国際協力機構(JICA)ホームページ「ODA見える化サイト」

(https://www.jica.go.jp/oda/index.html)